

# 第3期平生町子ども・子育て支援事業計画

令和7（2025）年3月

平生町



## はじめに



子どもたちは未来を担う大切な存在であり、その成長と発展を支えることは、私たち大人の責任です。急速に少子・高齢化が進む中、子どもたちが自立した個人として健やかに成長する環境を整えるためには、地域全体での取組が不可欠です。

このたび、「第2期平生町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了することに伴い、計画の見直しを行い、新たに「第3期平生町子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

本計画では、「地域みんなが支える 子どもの成長 子どもの未来」を基本理念に掲げ、家庭や地域と連携しながら、切れ目のない支援の提供を目指し、子どもたちの視点に立った施策を展開し、地域全体で子どもたちを見守り、育てる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、一丸となって取り組んでまいります。

本計画に掲げた施策を着実に推進することで、すべての子どもたちが夢を持ち、その夢を実現できるような社会を築いていくことができると信じています。そのためには、多くの方々のご協力が必要です。皆様と共に手を携え、未来を担う子どもたちのために最善を尽くしてまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力をいただきました町民の皆様、貴重なご意見・ご提言をいただきました平生町子ども・子育て会議の委員の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和7年3月

平生町長 **浅本 邦裕**

# 目次

## 第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	3
2 計画の性格・位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 策定の方法	4

## 第2章 子どもを取り巻く現状

1 少子化の状況	7
2 家庭の状況	10
3 女性の就労状況	13
4 子どもの教育や保育の状況	14
5 アンケート結果と課題	16

## 第3章 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価

1 地域における子育て支援の充実	27
2 妊娠、出産、育児における切れ目のない支援	29
3 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備	30
4 子どもと子育てにやさしい社会づくり	31
5 困難を有する子どもへの支援	32

## 第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	35
2 計画の基本目標	35
3 計画の体系	37

## 第5章 計画の取組

基本目標 1 安心して子どもを産み育てられる環境の整備	41
1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない保健・医療の推進	41
2 地域における子育て支援の充実	45
3 子育てと仕事を両立するための環境づくり	48

基本目標 2 子どもの健やかな成長と自立を支える環境の整備	50
1 教育環境の充実	50
2 次代の親の育成	52
3 子どもが安心して暮らせる環境づくり	53
基本目標 3 支援を要する子どもと家庭を支える体制の充実	56
1 子どもの権利を守る体制づくり	56
2 障がいのある子どもと家庭への支援の充実	57
3 子どもの貧困対策の充実	59
基本目標 4 子どもと子育て家庭を支える地域づくりの推進	60
1 地域の子育て力の向上	60
2 多様な居場所づくりの推進	60

## 第6章 量の見込みと提供体制

---

1 教育・保育提供区域の設定	65
2 教育・保育の量の見込みと確保方策	65
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	67

## 第7章 計画の推進

---

1 計画推進のための各主体の役割	77
2 地域との協働体制の構築	78
3 計画内容の進行管理	78

## 資料

---

1 国の動向	81
2 平生町子ども・子育て会議規則	83



■ ■ 第 1 章 計画策定にあたって ■ ■



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

近年、急速な少子・高齢化の進行や労働力人口の減少が社会や経済に大きな影響を与えています。また、核家族化や地域のつながりの希薄化、女性の就労環境の変化等に伴い、子どもと子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、児童虐待や不登校、子どもの自殺、子どもの貧困、ヤングケアラー等の課題が顕在化しています。

国においては、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として、令和5（2023）年4月にこども基本法（令和4年法律第77号）が施行され、さらに、同年12月にはこども基本法に基づき、子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

さらに、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和6（2024）年6月に成立しました。

本町においては、令和2（2020）年3月に「地域全体で取り組む子育て・親育て」を基本理念とした「第2期平生町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、すべての住民が参加する子ども・子育て支援、また、子育てを通して親も育つ地域づくりを進めてきました。

この度、子どもや子育てをめぐる社会情勢や第2期計画の取組の状況を踏まえ、子どもが未来に夢を持って健やかに成長できるよう、また、保護者が喜びを持って子育てができるよう、「第3期平生町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

## 2 計画の性格・位置づけ

- 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画を一体的に策定しました。
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づくこどもの貧困の解消に向けた対策の計画を含みます。
- 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号。以下、「成育基本法」という。）を踏まえた「健やか親子21（母子保健計画）」を含みます。

- 本計画は、上位計画である「第五次平生町総合計画」、「第3次平生町地域福祉計画」、関係計画である「平生町高齢者福祉計画（第9期）」、「平生町障がい者福祉基本計画（第3次）」、「平生町健康づくり計画（第三次）」等との整合性を図り策定しました。
- 国の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）、「やまぐち子ども・子育て応援プラン」との整合性を図り策定しました。

### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。ただし、社会・経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化、本町の状況などに対応していくため、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

### 4 策定の方法

#### （1）子育て支援に関するアンケート調査、子どもの生活実態調査の実施

住民の子育て意識や実態、子どもの生活の状況や意識を把握するため、未就学児童の保護者、小学生の保護者及び中学生とその保護者のアンケート調査を実施しました。

対象	未就学児童がいる世帯	小学生がいる世帯	中学生がいる世帯
調査時期	令和6（2024）年3月		
調査方法	郵送法		
対象数	230	250	149
有効回収数	88	125	67
有効回収率	38.2%	50.0%	45.0%

#### （2）子ども・子育て会議での協議

幅広い関係者の参画による施策の展開と住民の声が計画に十分に反映されることを目的に、住民代表、学識経験者、保育関係者、教育関係者などで構成される「平生町子ども・子育て会議」において、計画に関する意見などの集約を図り、策定しました。

#### （3）パブリックコメントの実施

令和7（2025）年2月にパブリックコメントを実施しました。

## ■ ■ 第2章 子どもを取り巻く現状 ■ ■



## 第2章 子どもを取り巻く現状

### 1 少子化の状況

#### (1) 年少人口の推移

- 本町の住民基本台帳による総人口は、減少傾向にあり、令和6（2024）年の総人口は10,859人であり、4年前の令和2（2020）年と比較すると7.4%減少しています。
- 令和6（2024）年の14歳以下の年少人口は967人であり、令和2（2020）年と比較すると16.2%減少しており、少子化が進行しています。
- 年少人口割合は、全国・山口県よりも低い値で推移しています。

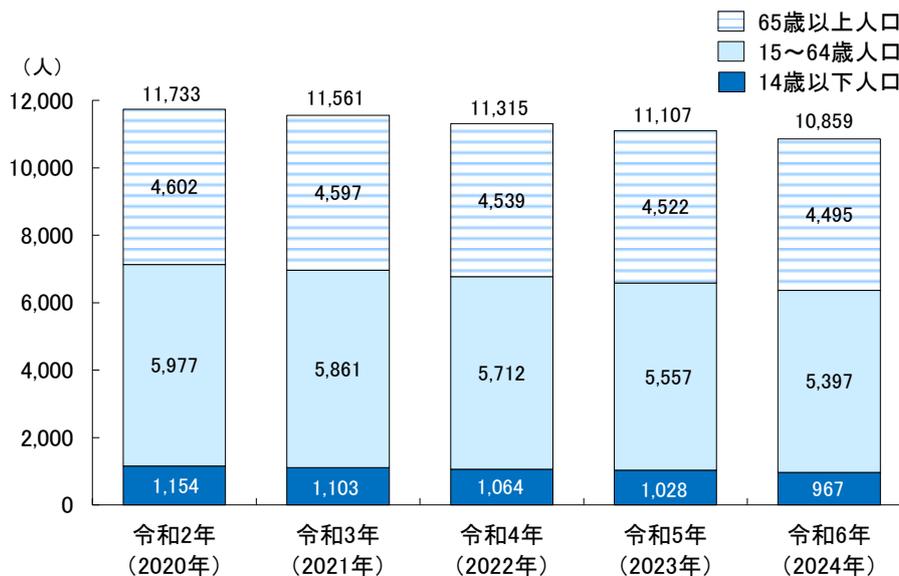
【表 年齢3階級別人口・構成比の推移】

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
総人口(人)	11,733	11,561	11,315	11,107	10,859
14歳以下人口(人)	1,154 9.8%	1,103 9.5%	1,064 9.4%	1,028 9.3%	967 8.9%
15～64歳人口(人)	5,977 50.9%	5,861 50.7%	5,712 50.5%	5,557 50.0%	5,397 49.7%
65歳以上人口(人)	4,602 39.2%	4,597 39.8%	4,539 40.1%	4,522 40.7%	4,495 41.4%

\*下段は総人口に対する割合

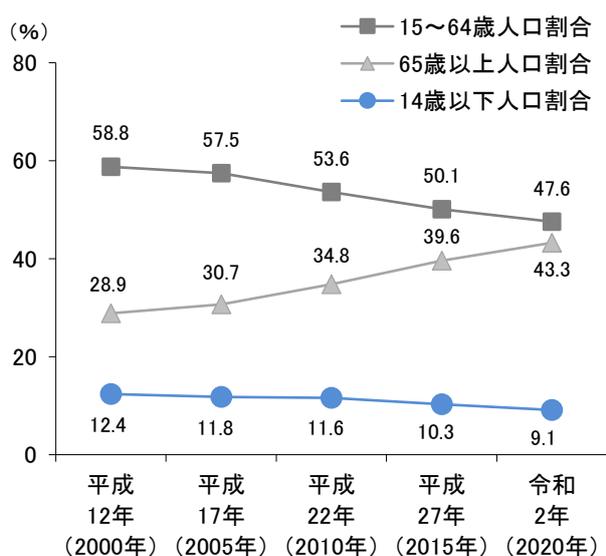
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

【図 年齢3階級別人口の推移】

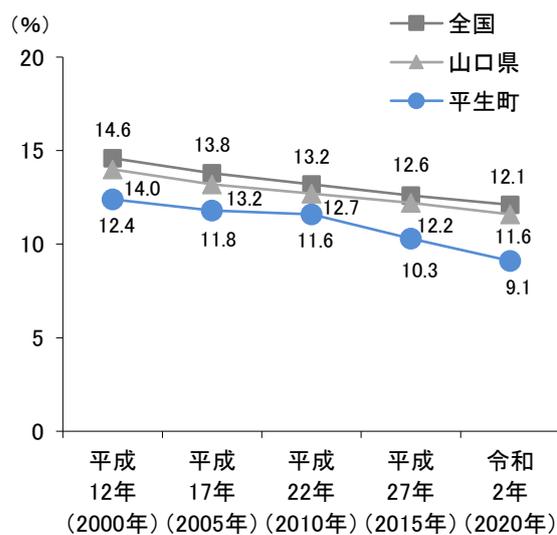


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

【図 年齢3階級別人口割合の推移】



【図 14歳以下人口割合の推移】



資料：国勢調査

## (2) 出生の動向

- 本町の出生数は、令和3（2021）年に増加しましたが、令和4（2022）年以降減少傾向となり、令和5（2023）年は37人と大きく減少しています。
- 出生率（人口1,000対）は、令和元（2019）年と令和3（2021）年に上昇しましたが、令和4（2022）年以降低下しています。

【表 出生数・出生率の推移】

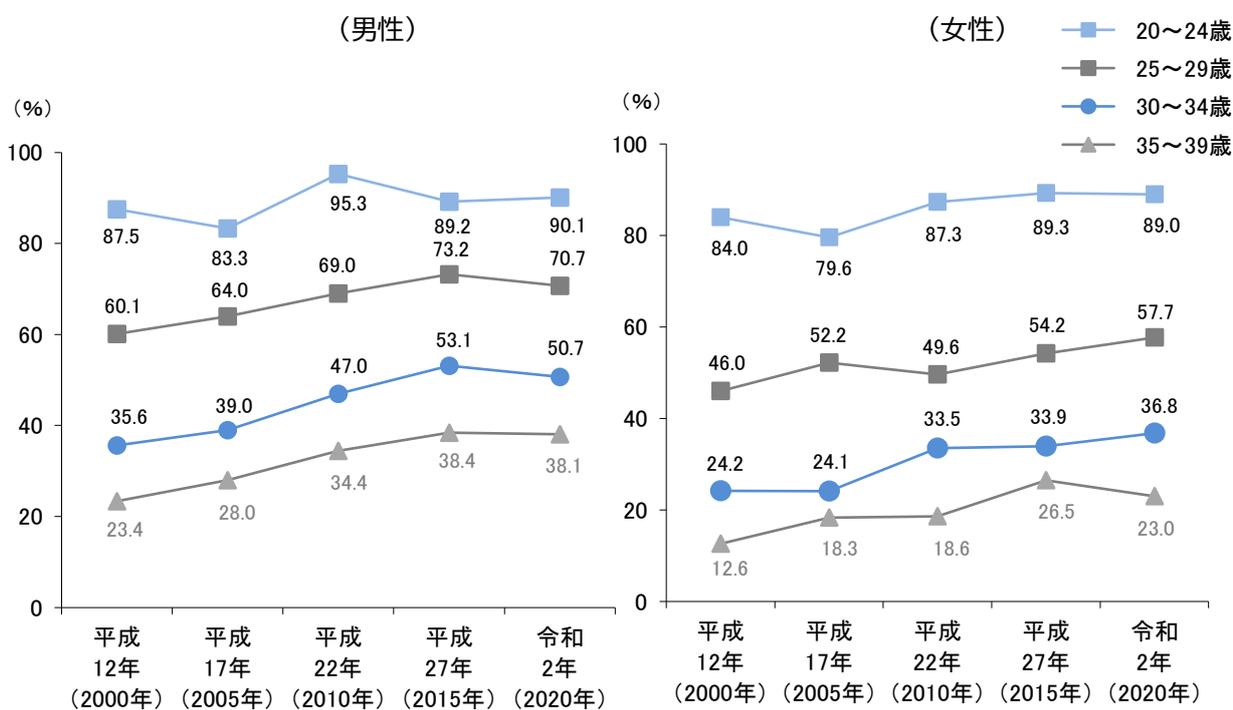
	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
出生数 (人)	80	76	68	51	72	48	64	48	37
出生率 (対千人)	6.3	6.0	5.5	4.2	6.0	4.0	5.5	4.2	3.2

資料：山口県人口動態統計  
注) 出生率=人口1,000対

### (3) 未婚率の推移

- 本町の男女別の未婚率は、令和2（2020）年は男性の20～24歳、女性の25～29歳と30～34歳で上昇しています。
- 令和2（2020）年の30～34歳の男性の未婚率は、平成27（2015）年と比較すると2.4ポイント減少していますが、平成12（2000）年と比較すると15.1ポイント上昇しています。
- 令和2年（2020）年の30～34歳の女性の未婚率は、平成12（2000）年と比較すると12.6ポイント上昇しています。

【図 男女別未婚率の推移】



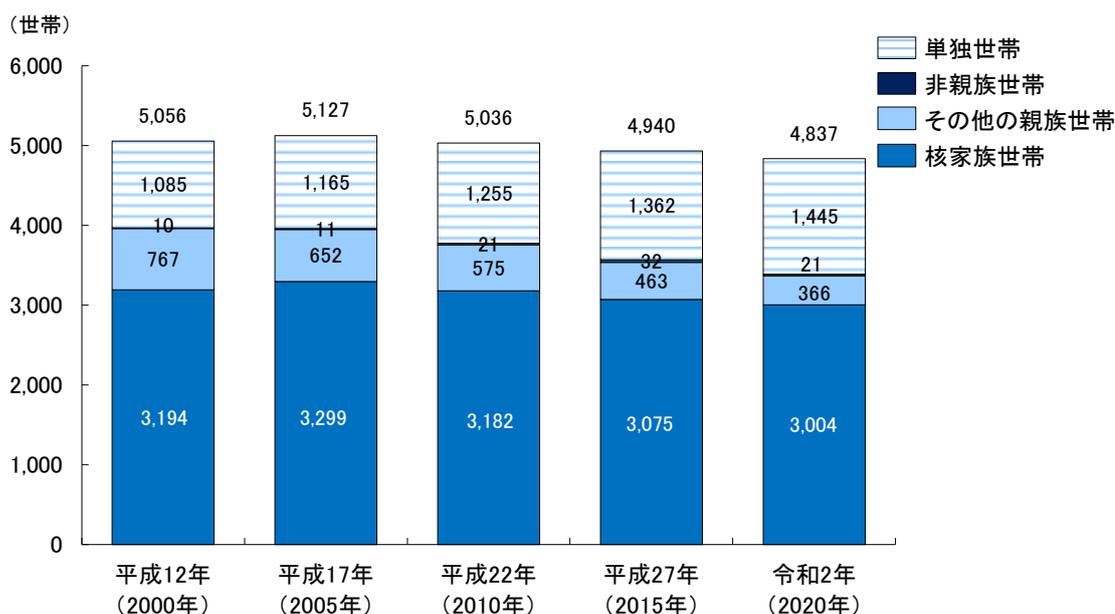
資料：国勢調査

## 2 家庭の状況

### (1) 家族類型別一般世帯数の推移

- 本町の一般世帯数は、平成17（2005）年までは増加傾向にありましたが、令和2（2020）年は、平成27（2015）年と比較すると2.1%減少しています。
- 一般世帯数全体に占める家族類型別の割合は、核家族世帯、その他の親族世帯ともに低下しており、単独世帯が上昇しています。

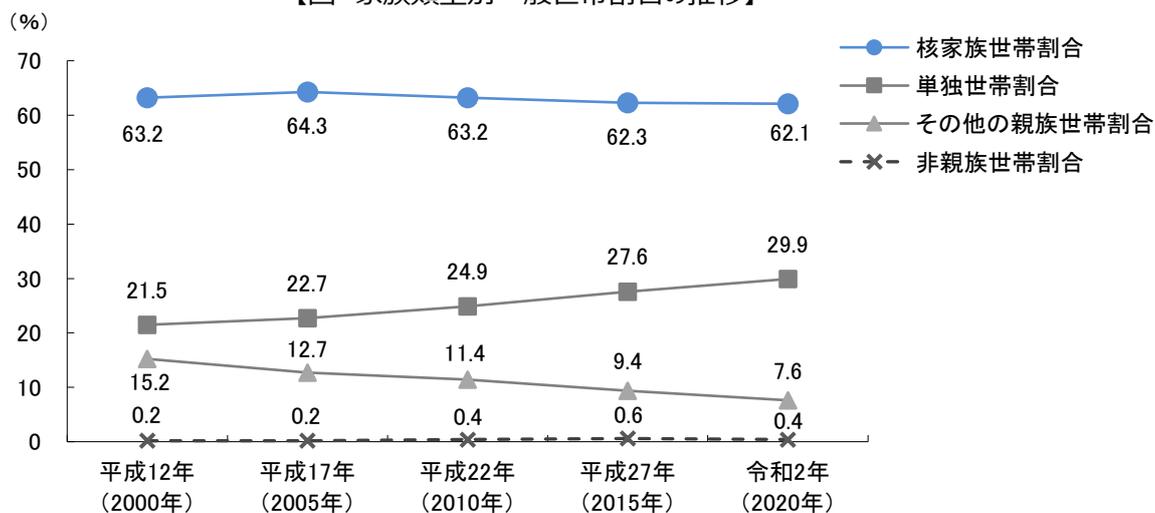
【図 家族類型別一般世帯数の推移】



\*世帯総数は、家族類型不詳世帯を含む。

資料：国勢調査

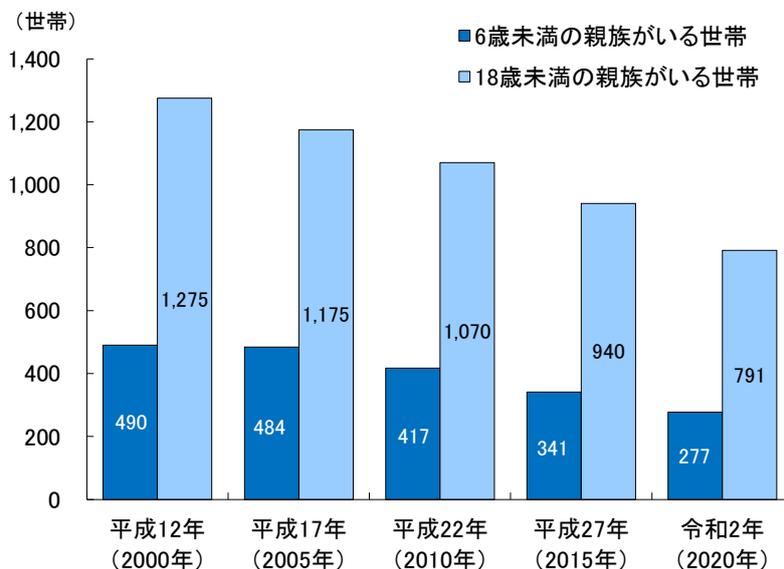
【図 家族類型別一般世帯割合の推移】



資料：国勢調査

- 6歳未満の親族がいる一般世帯と、18歳未満の親族がいる一般世帯はともに大きく減少しています。
- 一世帯当たり6歳未満の親族の人数は減少傾向にあり、一世帯当たり18歳未満の親族の人数は横ばいで推移しています。

【図 6歳未満・18歳未満の親族がいる一般世帯数の推移】



資料：国勢調査

【表 6歳未満・18歳未満の親族がいる一世帯当たりの子どもの数の推移】

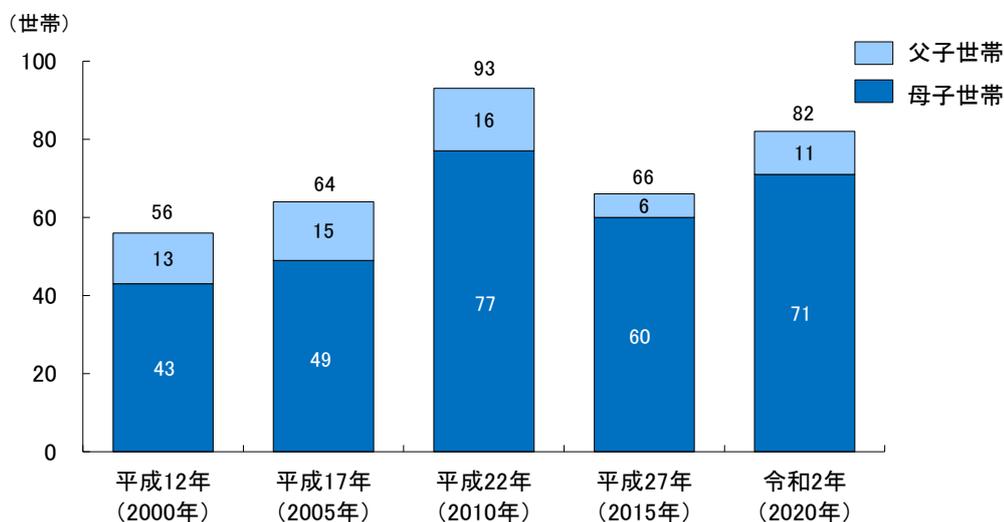
	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
6歳未満の世帯人員 (人)	1.37	1.36	1.37	1.30	1.31
18歳未満の世帯人員 (人)	1.78	1.74	1.77	1.77	1.75

資料：国勢調査

## (2) ひとり親世帯の状況

- 本町の令和2（2020）年のひとり親世帯数は82世帯であり、平成27（2015）年と比較すると大きく増加し、総世帯数に占める割合も上昇しています。

【図 母子・父子世帯数の推移】



資料：国勢調査

【表 母子・父子世帯割合の推移】

	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
母子・父子世帯割合	1.11%	1.25%	1.85%	1.34%	1.70%

資料：国勢調査

## (3) 共働き世帯の状況

- 本町の夫婦がいる一般世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）の共働き世帯数は減少していますが、夫婦がいる一般世帯に占める共働き世帯の割合は上昇しています。

【表 夫婦がいる一般世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）の就業状況】

	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
夫婦がいる一般世帯（世帯）	889	789	643
夫・妻ともに就業している世帯（世帯）	532	511	461
夫婦がいる一般世帯に占める割合	60.7%	65.2%	74.5%

\*夫婦がいる一般世帯に占める割合は、就業状況不詳を除く。

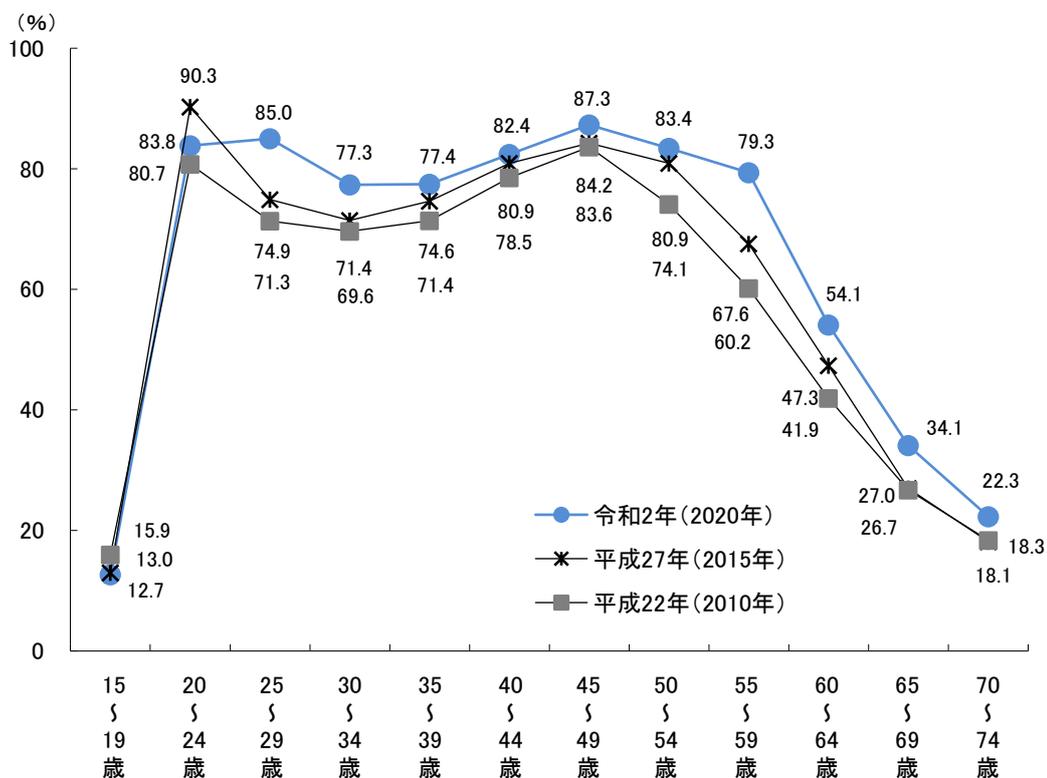
資料：国勢調査

### 3 女性の就労状況

#### (1) 女性の労働力率

- 本町の令和2（2020）年の女性の年齢別労働力率は、30～34歳、35～39歳で落ち込む緩やかなM字曲線を示しており、結婚や出産を機に退職する女性と、子育てが一段落して就労する女性の様子を反映していると考えられます。
- 令和2（2020）年の労働力率は、15～19歳、20～24歳を除き、いずれの年齢層においても、平成27（2015）年を上回っています。

【図 女性の労働力率の推移】



資料：国勢調査

## 4 子どもの教育や保育の状況

### (1) 未就学児童の状況

#### ① 認可保育園の状況

- 町内の保育園は、公立1か所、私立2か所で、定員は公立が40人、私立全体で170人となっています。
- 入園児童数は令和3（2021）年度まで増加していましたが、その後減少しています。

【表 保育園数（入園児童数）の推移】

		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
箇所数	公立	1	1	1	1	1
	私立	2	2	2	2	2
定員数	公立	40	40	40	40	40
	私立	170	170	170	170	170
児童数	公立	15	16	25	25	21
	私立	173	182	179	166	154

資料：平生町

#### ② 幼稚園の状況

- 町内の幼稚園は公立1か所のみで、定員は140人となっています。
- 入園児童数は減少傾向にあり、定員を大きく下回っています。

【表 幼稚園数（入園児童数）の推移】

		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
箇所数		1	1	1	1	1
定員数		140	140	140	140	140
児童数		39	31	26	17	16

資料：学校基本調査

## (2) 小・中学校の児童生徒数の推移

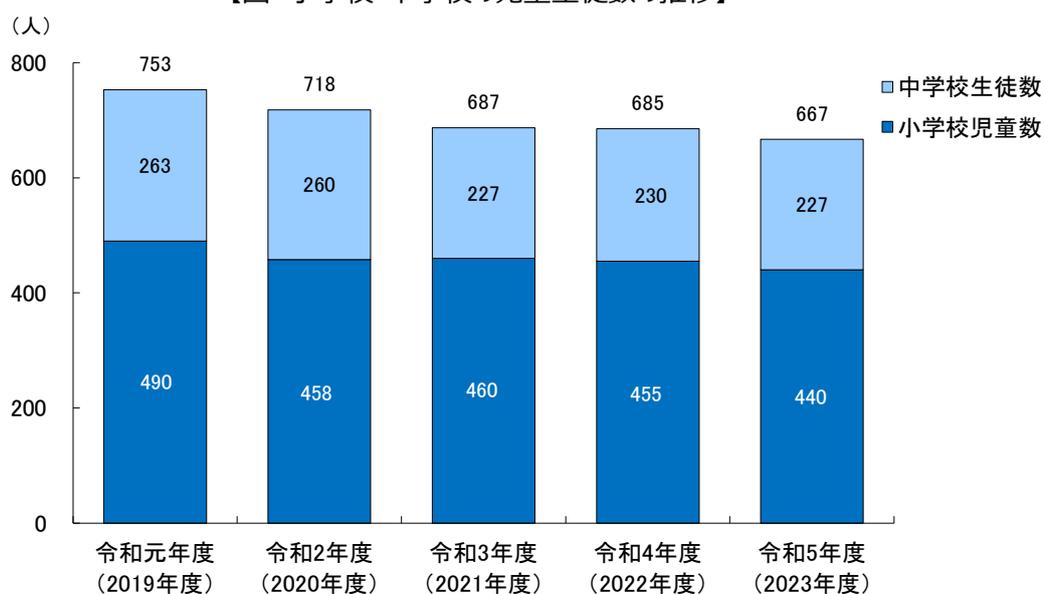
- 小学校児童数、中学校生徒数は減少傾向にあり、令和5（2023）年5月1日現在667人であり、令和元（2019）年度と比較すると、小学校児童数は10.2%、中学校生徒数は13.7%減少しています。

【表 小学校・中学校の状況】

		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
小学校	箇所数	2	2	2	2	2
	児童数	490	458	460	455	440
	教職員数	50	49	52	49	51
中学校	箇所数	1	1	1	1	1
	生徒数	263	260	227	230	227
	教職員数	27	29	28	26	22

資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

【図 小学校・中学校の児童生徒数の推移】



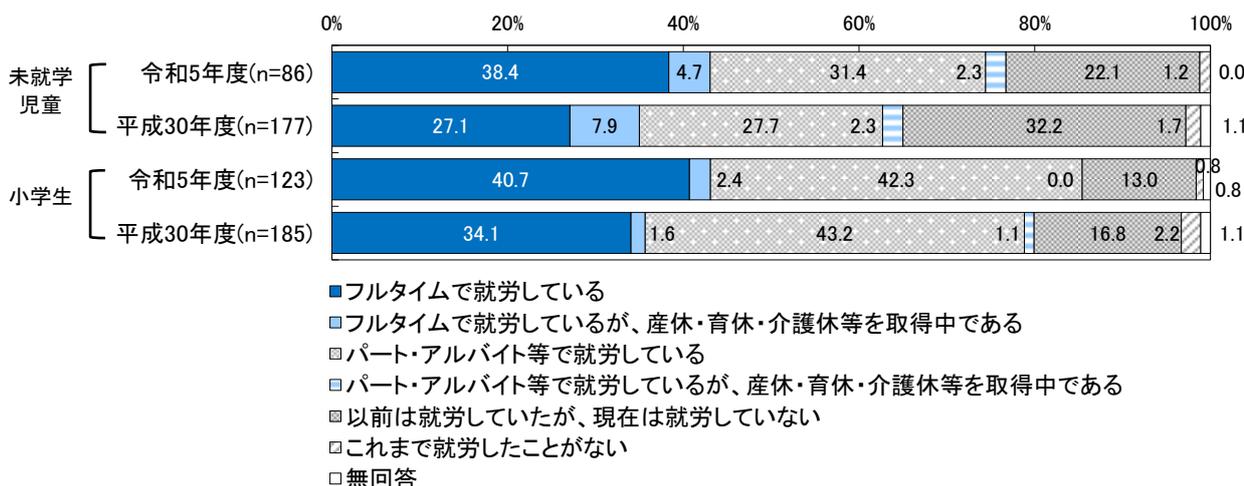
資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

## 5 アンケート結果と課題

### (1) 教育・保育の状況

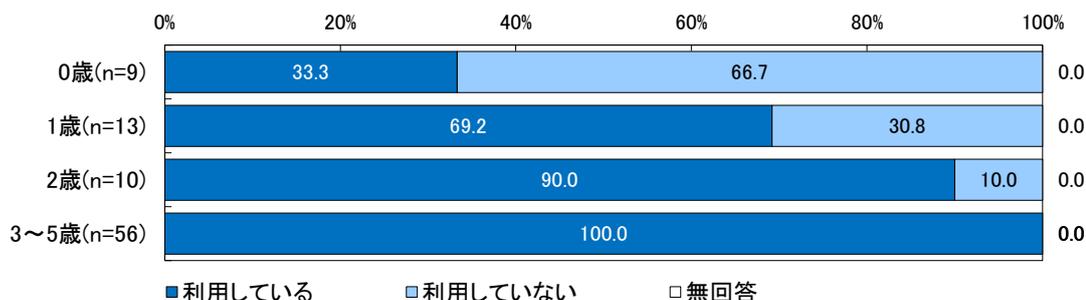
- 就労している母親は、未就学児童で76.8%、小学生で85.4%であり、前回調査よりも上昇しています。

【図 母親の就労状況（前回調査結果との比較）/未就学児童・小学生の保護者】



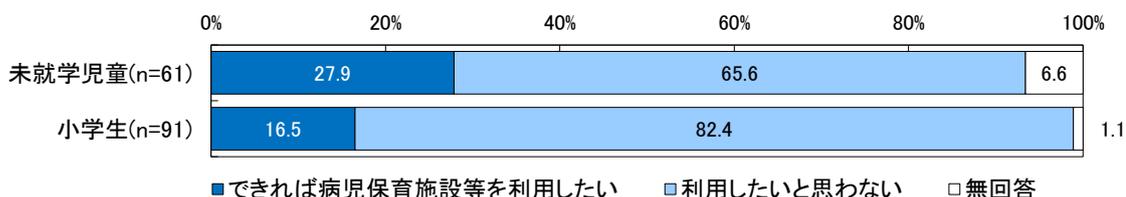
- 教育・保育事業を利用している子どもの割合は、0歳で33.3%、1歳で69.2%であり、低い年齢においても高くなっています。

【図 教育・保育事業の利用状況（年齢別）/未就学児童の保護者】



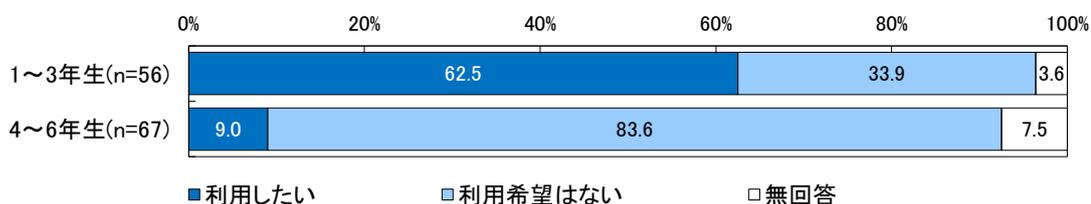
- 子どもが病気の際に父親・母親が仕事を休んだ経験がある家庭のうち、病児保育施設等の利用希望がある割合は、未就学児童で27.9%、小学生で16.5%となっています。

【図 病児・病後児保育施設等の利用希望/未就学児童・小学生の保護者】



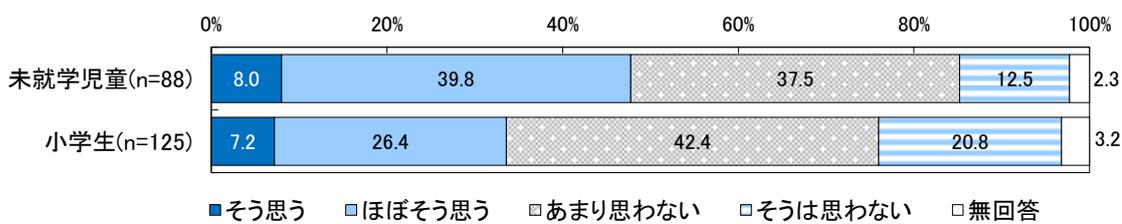
- 放課後児童クラブの利用希望について、学年別にみると、「利用したい」と回答した割合は、1～3年生で62.5%、4～6年生で9.0%となっています。

【図 放課後児童クラブの利用希望（学年別）/小学生の保護者】



- 仕事と子育てを両立する保育サービスが『充実していると思う』（「そう思う」＋「ほぼそう思う」）と回答した割合は、未就学児童で47.8%、小学生で33.6%となっています。

【図 仕事と子育てを両立する保育サービスが充実していると思うか/未就学児童・小学生の保護者】



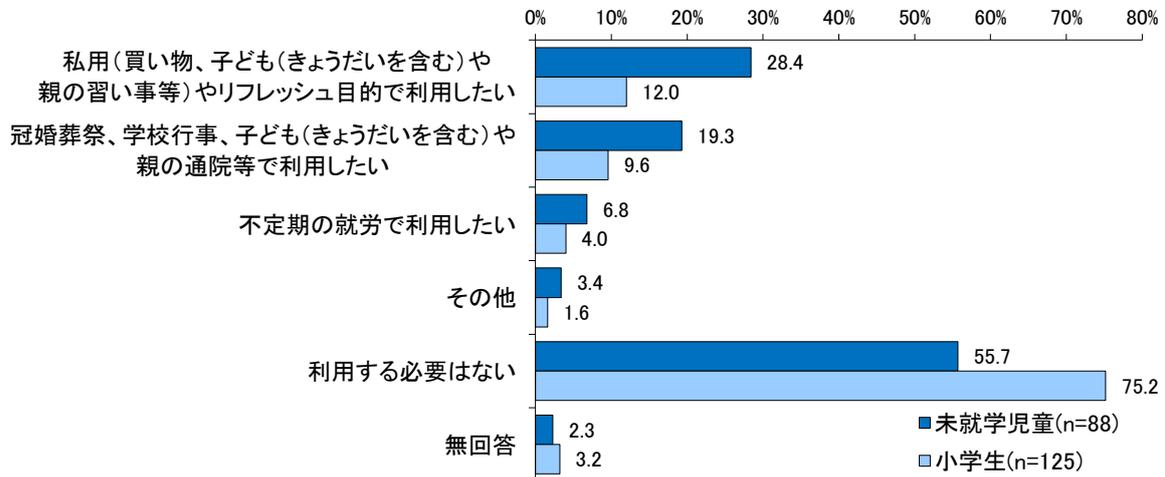
《課題》

- 就労している母親は増加しており、また、年齢の低い児童の保育ニーズが高くなっていることから、年齢別の潜在的なニーズを踏まえた提供量を確保することが重要です。
- 病児・病後児保育の利用ニーズがあるため、利用場所や利用方法等の周知を図るなど、利用につなげる取組が重要です。
- 放課後児童クラブの利用ニーズが低学年で高くなっていることから、小学校区や学年別のニーズを踏まえた提供量を確保することが重要です。

## (2) 多様な保育事業の状況

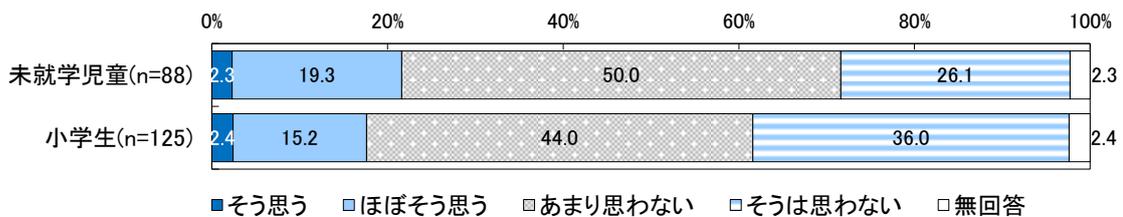
- 不定期に子どもを預ける事業の利用希望がある家庭の割合（「利用する必要はない」・無回答を除く）は、未就学児童で42.0%、小学生で21.6%となっています。

【図 不定期に子どもを預ける事業の利用希望/未就学児童・小学生の保護者】



- 用事、病気や育児疲れの時に子どもを預けることができるサービスが『充実していると思う』（「そう思う」＋「ほぼそう思う」）と回答した割合は、未就学児童で21.6%、小学生で17.6%となっています。

【図 用事、病気や育児疲れの時に子どもを預けることができるサービスが充実していると思うか /未就学児童・小学生の保護者】



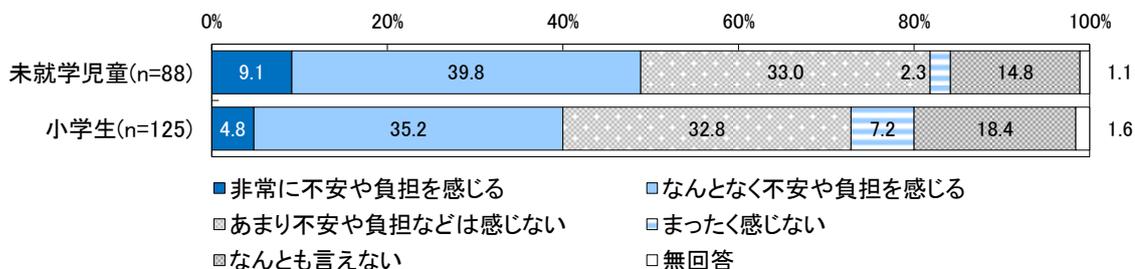
### 《課題》

- 用事、病気や育児疲れの時に子どもを預けることができるサービスへの評価が低いことから、就労の状況にかかわらず利用できる保育へのニーズに対応し、提供体制の充実を図ることが重要です。

### (3) 情報提供・相談の状況

- 子育てに関して『不安や負担を感じる』（「非常に不安や負担を感じる」＋「なんとなく不安や負担を感じる」）と回答した割合が未就学児童で48.9%、小学生で40.0%となっています。

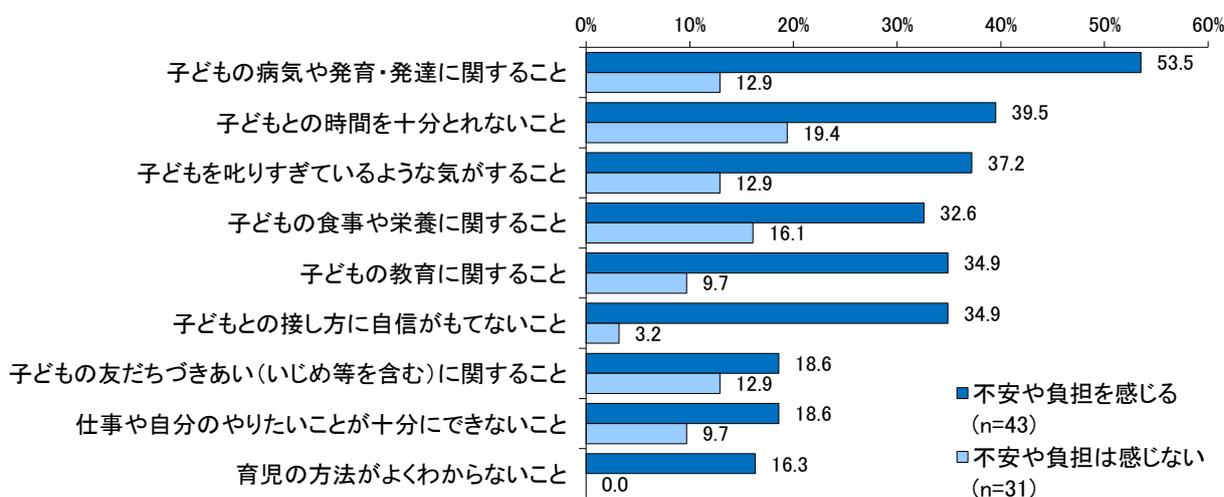
【図 子育てに関する不安や負担の程度/未就学児童・小学生の保護者】



- 子育てに関する困っていること、悩んでいることについて、不安や負担を感じる家庭ではすべての項目の割合が不安や負担を感じない家庭よりも高く、「子どもの病気や発育・発達に関すること」は5割を超えています。

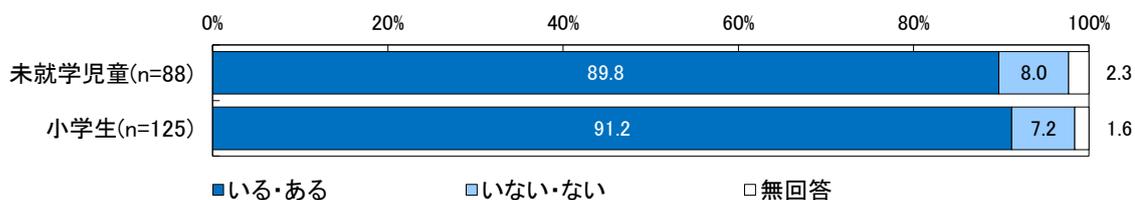
【図 子育てに関する困っていること・悩んでいること

(子育てに関する不安や負担の程度別・上位9項目) /未就学児童の保護者】



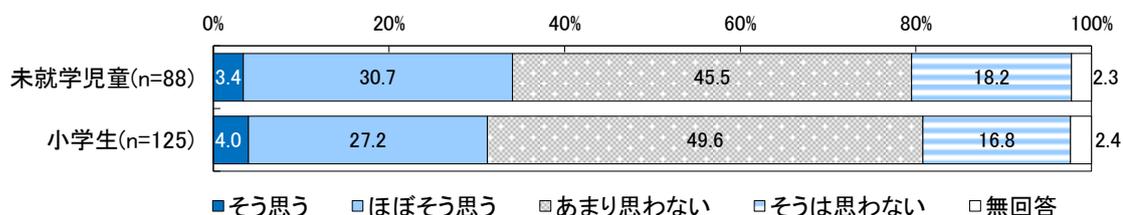
- 子育てに関する相談先の有無について、「いない・ない」と回答した割合が未就学児童で8.0%、小学生で7.2%となっています。

【図 子育てに関する相談先の有無/未就学児童・小学生の保護者】



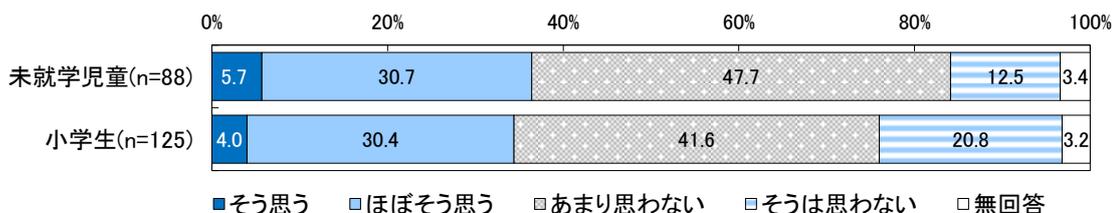
- 子どもや子育て支援に関する様々な情報提供が『充実していると思う』（「そう思う」＋「ほぼそう思う」と回答した割合は、未就学児童で34.1%、小学生で31.2%となっています。

【図 子どもや子育て支援に関する様々な情報提供が充実していると思うか /未就学児童・小学生の保護者】



- 子育て支援に関する相談体制が『充実していると思う』（「そう思う」＋「ほぼそう思う」と回答した割合は、未就学児童で36.4%、小学生で34.4%となっています。

【図 子育て支援に関する相談体制が充実していると思うか/未就学児童・小学生の保護者】



《課題》

- 子育てに関する不安や負担を感じている家庭を、子育て支援センターやこども家庭センター等の支援機関につなぐ体制の充実を図ることが重要です。
- 子育てガイドブックや子育てアプリ等の情報収集手段を広く周知するとともに、今後も効果的な情報提供方法を検討し、充実を図る必要があります。

(4) 経済的な状況

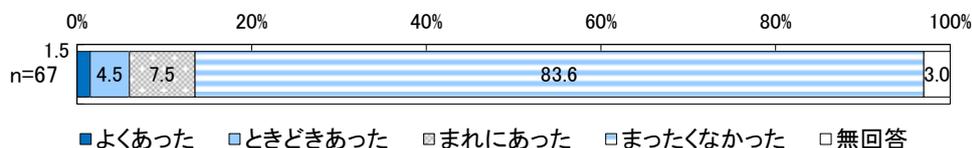
- 現在の暮らしの状況について、「大変苦しい」と回答した割合が1.5%、「苦しい」と回答した割合が37.3%となっています。

【図 現在の暮らしの状況/中学生の保護者】



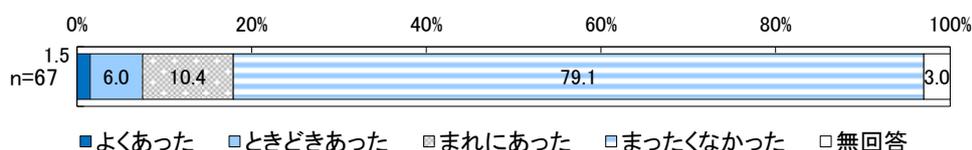
- 過去1年の間に、お金が足りなくて家族が必要とする食料を買えないことが『あった』（「よくあった」+「ときどきあった」+「まれにあった」）と回答した割合が13.5%となっています。

【図 食料における経済的状況/中学生の保護者】



- 過去1年の間に、お金が足りなくて家族が必要とする衣服を買えないことが『あった』（「よくあった」+「ときどきあった」+「まれにあった」）と回答した割合が17.9%となっています。

【図 衣服における経済的状況/中学生の保護者】



《課題》

- 保護者の経済状況や世帯状況等により、子どもや子育て家庭が生活に困難な状況に陥ることがないように、必要な相談や支援につなぐ体制の充実を図ることが重要です。

(5) 子どもの状況（中学生）

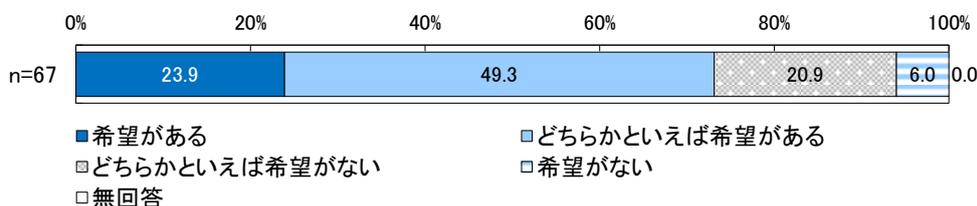
- 自分のことが『好き』（「好き」+「どちらかといえば好き」）と回答した割合が74.6%となっています。

【図 自己肯定感/中学生】



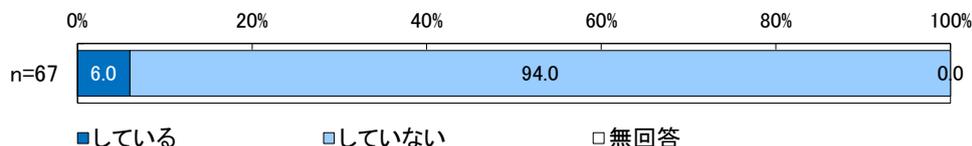
- 将来への明るい希望が『ある』（「希望がある」+「どちらかといえば希望がある」）と回答した割合が73.2%となっています。

【図 将来への明るい希望の有無/中学生】



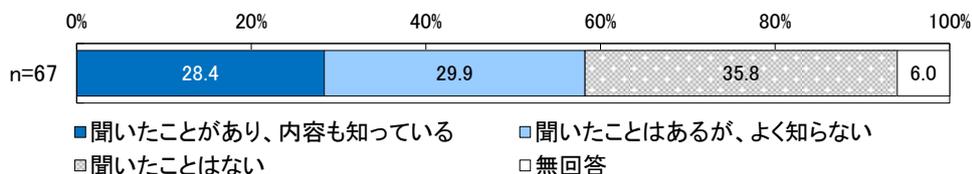
- 日常的に家族の世話をしていると回答した割合が6.0%となっており、そのうちの25%が、世話をすることで「宿題など勉強する時間がない」、「友だちと遊ぶことができない」と回答しています。

【図 日常的な家族の世話の有無/中学生】



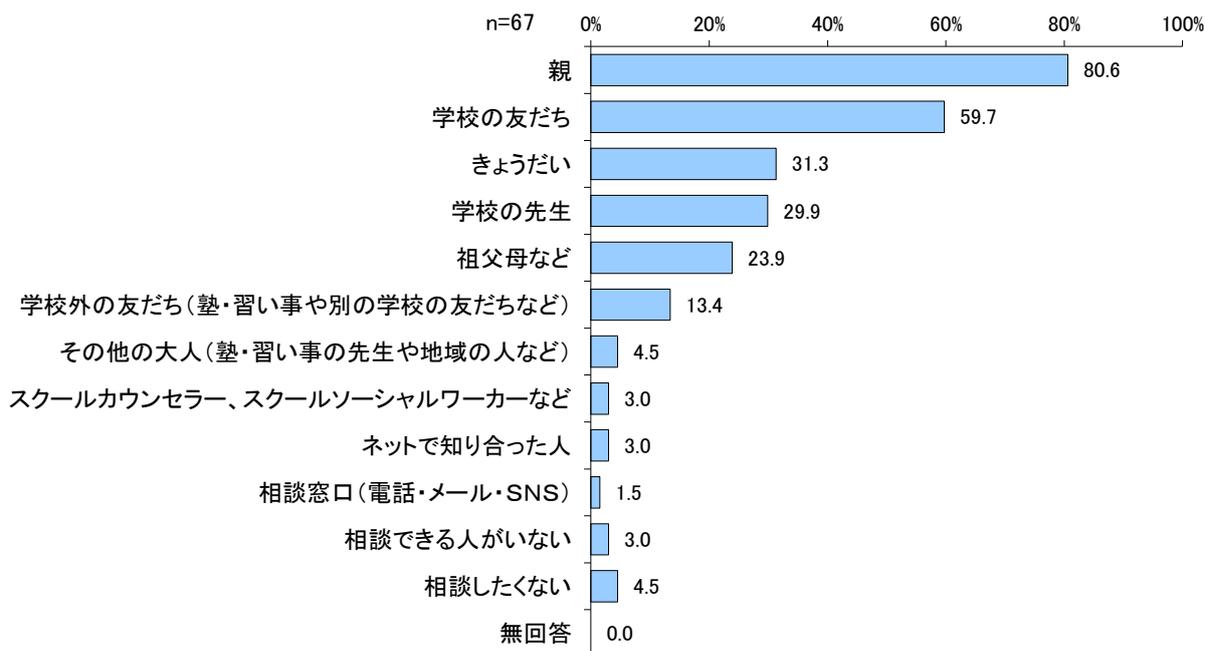
- 「ヤングケアラー」という言葉を「聞いたことがあり、内容も知っている」と回答した割合は28.4%、「聞いたことはあるが、よく知らない」と回答した割合は29.9%、「聞いたことはない」と回答した割合は35.8%となっています。

【図 「ヤングケアラー」という言葉の認知度/中学生】



- 多くの子どもが「親」や「学校の友だち」等、相談できると思う人を回答していますが、「相談できる人がいない」と回答した割合が3.0%、「相談したくない」と回答した割合が4.5%ありました。

【図 相談相手/中学生】



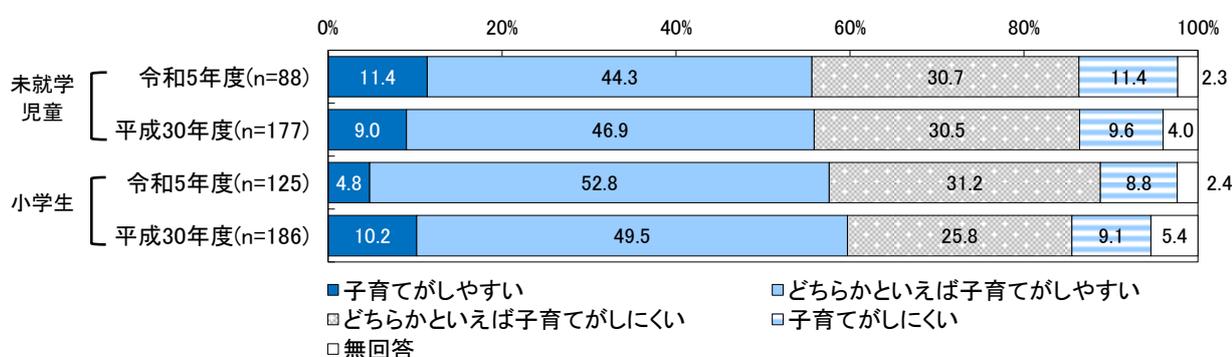
《課題》

- 日常的な家族の世話によって生活に影響がある子どもの回答があったことから、ヤングケアラーについて周知を行うとともに、ヤングケアラーを早期に把握して必要な支援につなぐ体制づくりが重要です。
- 相談できる人がいない子どもや相談したくないと考える子どもがいることから、子どもが相談しやすい相談方法や環境等、相談体制の充実を図ることが重要です。

(6) 地域の子育て環境

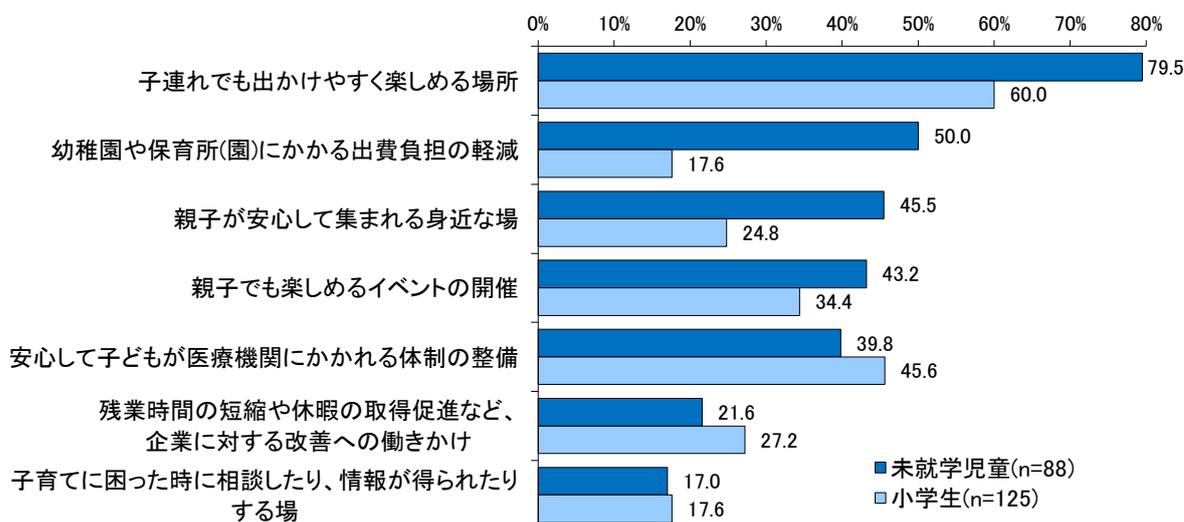
- 平生町は『子育てがしやすい』（「子育てがしやすい」＋「どちらかといえば子育てがしやすい」）と回答した割合が未就学児童で55.7%、小学生で57.6%となっています。

【図 平生町の子育てのしやすさの評価（前回調査結果との比較）/未就学児童・小学生の保護者】



- 充実を期待する子育て支援として、未就学児童では「子連れでも出かけやすく楽しめる場所」、「幼稚園や保育所（園）にかかる出費負担の軽減」、小学生では「子連れでも出かけやすく楽しめる場所」、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備」が上位となっています。

【図 充実を期待する子育て支援の内容（上位7項目）/未就学児童・小学生の保護者】



《課題》

- 第2期計画期間に子育て支援の充実を図ってきましたが、「子育てがしやすいまち」としての評価に変化はみられないことから、今後も町や地域の取組を確実に周知するとともに、子育て家庭が必要な支援につながる体制づくりが重要です。
- 親子で楽しめたり、集まれたりする場や機会へのニーズが高いことから、集いの場や子どもに関する体験の場等の周知を図るとともに、利用や参加につながる環境づくりを進めることが重要です。

### ■ ■ 第3章 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価 ■ ■



## 第3章 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価

### 1 地域における子育て支援の充実

#### (1) 教育・保育の充実

##### ◆多様な保育事業の充実

《事業実績》

区分		単位	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
病後児保育 (1市2町共同事業)	箇所数		1	-	-	-	
	利用延人数		1	-	-	-	
病児保育 (1市2町共同事業)	箇所数		-	1	1	1	
	利用延人数		-	13	15	28	
ファミリー・サポート ・センター事業 (やないファミリー・ サポート・センター) ※会員数は1市2町合計	利用延人数		132	141	7	18	
	提供会員		213	218	226	226	
	依頼会員		397	406	359	359	
	両方会員		46	38	31	31	
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	入会児童数	1年生	27	31	44	24	
		2年生	29	25	29	42	
		3年生	27	16	14	23	
		4年生	9	13	15	10	
		5年生	1	1	9	10	
		6年生	1	0	1	3	
	計	94	86	112	112		
	定員	平生	110	110	110	110	
		佐賀	20	20	20	20	
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	箇所数		2	2	2	2	
	利用延人数		0	10	0	2	
一時預かり事業	利用延人数		183	104	192	101	
教育・保育 事業	1号認定	3-5歳	箇所数	3	4	6	6
			園児数	55	47	40	32
	2号認定	3-5歳	箇所数	12	14	15	13
			園児数	152	155	139	134
	3号認定	0歳	箇所数	8	6	5	3
			園児数	20	19	19	10
		1-2歳	箇所数	13	10	13	10
			園児数	64	68	78	69
延長保育事業	箇所数		3	3	3	3	

## 「評価・課題」

少子化、核家族化、保護者の多様なライフスタイルに応じた保育サービスを提供できるよう体制整備を行いました。

病児・病後児保育事業について、令和3（2021）年4月から、病気回復期の児童だけでなく、発熱を含む病児も預かれるようになりました。

放課後児童健全育成事業について、令和4（2022）年度から、午後6時までとしていた終了時間を午後6時30分まで延長、また、学校休業日の開所時間を8時15分から8時に変更しました。

佐賀保育園で開設していた佐賀児童クラブは、令和5（2023）年1月10日に佐賀小学校内に施設を整備し、小学校の敷地を出ることなく移動することができるようになり、より安全・安心な居場所となりました。

## （2）子育てに関わる経済的負担の軽減

### ◆子育てに関わる経済的負担の軽減

#### 「事業実績」

区分	単位	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
児童手当の支給	円	140,175,000	136,385,000	130,190,000	123,940,000
医療費助成事業 (乳幼児)	人数	314	275	298	276
	円	7,393,456	8,580,593	8,449,836	8,349,663
医療費助成事業 (乳幼児所得制限)	人数	113	74	69	71
	円	1,540,247	3,406,906	3,115,965	3,104,242
医療費助成事業 (こども)	人数	360	456	673	896
	円	8,969,419	13,207,863	18,087,841	27,316,527
医療費助成事業 (ひとり親家庭)	人数	160	109	87	89
	円	4,630,008	4,545,791	3,358,304	2,918,304
就学援助事業	人数	124	121	109	87
	円	8,170,629	10,372,141	6,851,140	5,983,538
特別支援教育就学奨励 事業	人数	23	18	22	24
	円	683,822	642,610	784,730	703,320

## 「評価・課題」

医療費助成制度について段階的に助成を拡充し、生まれてから18歳までの子どもすべての医療費を無料にすることで、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てできる環境を整えました。

- 令和2（2020）年8月から乳幼児医療費助成の所得制限を撤廃
- 令和3（2021）年4月から所得制限を設けて中学校卒業までの医療費を助成
- 令和4（2022）年8月から小学校1年から中学校卒業までの医療費助成の所得制限を撤廃
- 令和5（2023）年4月から18歳（高校生年代）までの医療費について、所得制限を設けずに助成

## 2 妊娠、出産、育児における切れ目のない支援

### (1) 地域における子育ての支援

#### ◆情報提供と相談体制の充実

##### 《事業実績》

区分	単位	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
子育て世代包括支援センター「カンガルーム」	相談延件数	1,113	1,469	854	503
ゆうなんこども家庭支援センター	相談延件数	-	-	233	508
子育て支援センター「なかよしハウス」	利用者数	769	849	971	1,925
子育て支援センター「広場ポコ・ア・ポコ」	利用者数	-	-	680	1,732

##### 《評価・課題》

子育て世代包括支援センター「カンガルーム」では、すべての妊婦及び0歳から2歳までの乳幼児を養育する子育て世帯に寄り添い相談に応じ、関係機関と情報共有しながら必要な支援につなぐ伴走型相談支援事業を行い、支援の強化を図りました。

令和4（2022）年4月、子ども家庭総合支援拠点を、町民福祉課と福祉センターに設置しました。福祉センターに設置した支援拠点「ゆうなんこども家庭支援センター」については、田布施町との共同で児童福祉を専門とした社会福祉法人に委託し、妊産婦、子どもとその家族の相談・課題に対して、子育て世代包括支援センター、教育委員会、幼保小中学校、児童相談所、警察署等、関係機関が連携して、地域で支援していく体制の強化を図りました。

子育て支援センターについて、令和4（2022）年4月から、福祉センター内に「広場ポコ・ア・ポコ」を新たに開設し、子育て支援機能の充実を図りました。

### (2) 子どもや親の健康の確保

#### ア. 安全で快適な妊娠・出産の支援と親になってからの健康づくり

##### 《事業実績》

区分	単位	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
母子健康手帳の交付	人数	62	48	38	38
妊婦一般健康診査 14回/1人	延受診者数	664	682	544	512
妊婦歯科健診	受診者数	19	23	12	9
	受診率	30.6%	42.6%	30.0%	22.0%

イ. 乳幼児及び妊娠期・出産後における健やかな成長・発達支援

《事業実績》

区分	単位	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
乳幼児健康診査	1か月児受診率	100%	100%	100%	100%	
	3か月児受診率	100%	95.0%	97.8%	97.7%	
	7か月児受診率	100%	87.5%	95.4%	95.3%	
	1歳6か月児 受診率	内科	100%	96.9%	100%	95.6%
		歯科	96.7%	90.6%	91.6%	100%
	3歳児 受診率	内科	100%	96.2%	100%	100%
歯科		100%	92.5%	76.5%	100%	
乳児家庭全戸訪問 事業	家庭訪問数	49	64	45	39	
予防接種	BCG接種人数	57	58	43	46	
	四混接種人数	231	227	186	179	
	MR接種人数	1期	61	57	55	42
		2期	62	76	73	60

《評価・課題》

乳児家庭全戸訪問事業について、生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師等が訪問し、親子の心身の状況や養育環境の把握、養育相談、子育て支援についての情報提供等を行っています。対象となるすべての家庭訪問ができています。

### 3 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 家庭や地域の教育力の向上

ア. 家庭教育の充実と親意識の高揚

《事業実績》

区分	単位	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
家庭教育に 関する講座	平生家庭 教育学級	講座数	1	2	3	3
		人数	14	131	390	340
	佐賀家庭 教育学級	講座数	4	4	4	5
		人数	151	157	259	241
	ひらお家庭 教育学級	講座数	1	0	2	4
		人数	30	0	480	960
	若葉親子 教室	講座数	中止	1	3	3
		人数		50	79	83
地域教育ネット運営 委員会	回数	1	2 ※1回は書面開催	2	2	

## イ. 豊かな体験学習の充実

### 《事業実績》

区分	単位	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
ファミリースポーツ・レクリエーション大会	参加人数	中止	中止	約400	約350
ウォーキング大会	参加人数	中止	中止	19	80
スポーツ少年団	団体数	7	7	7	7
	人数	135	156	175	171
ふれあいコンサート	実施の有無	無	記録媒体の制作による発信	有	有

### 《評価・課題》

新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、行事等を中止・縮小しなければならない時期もありましたが、できる範囲で工夫しながら行事を行いました。

地域学校協働活動推進員や地域コーディネーターの配置により、幼稚園を含む学校と地域の連携・協働がスムーズになり、地域住民による学校支援ボランティア活動が幅広く行われました。

また、子どもたちが地域住民と交流できる行事や、登下校時の見守り活動・あいさつ運動を、青少年育成町民会議等と連携し、地域で子どもを育てるまちづくりの推進に取り組みしました。

## 4 子どもと子育てにやさしい社会づくり

### (1) 子どもの居場所づくり

#### ◆子どもの遊び・活動の場の整備

##### 《事業実績》

区分	単位	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
児童館事業	工作・自然体験教室	教室数	中止	3	9	10
	児童館まつり	実施の有無	中止	中止	有	有
	中央児童館クラブ	回数	14	14	52	50
		参加人数	146	103	370	377
平生町おはなし会	回数	中止	中止	中止	17	
放課後子ども教室	回数	14	14	24	29	
	参加人数	289	333	582	716	

## 5 困難を有する子どもへの支援

### (1) 支援の必要な子どもなどへの対応

#### ア. 虐待への対応

##### 《事業実績》

区分	単位	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
要保護児童対策地域協議会	実施の有無	無	無	有	有
要保護児童対策地域協議会実務者会議	実施回数	0	1	3	3
個別ケース検討会議	実施回数	8	6	6	6

#### イ. ひとり親家庭への自立支援

##### 《事業実績》

区分	単位	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
児童扶養手当支給事業	受給者数	100	94	88	87

#### ウ. 障がい児施策の充実

##### 《事業実績》

区分	単位	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
児童発達支援	件数	185	270	234	159
障害児相談支援	件数	133	120	101	137
放課後等デイサービス	延日数	522	561	565	716
特別児童扶養手当	受給者数	27	28	28	27
5歳児発達相談会	実施回数	3	2	3	4
	相談会参加者数	10	8	9	8

##### 《評価・課題》

虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るため、法務局、警察、児童相談所、医療機関、児童委員、学校等、関係機関で要保護児童対策地域協議会（代表者会議・実務者会議）を開催し、情報共有、関係機関の役割分担等を協議し、問題が起こった際は早急に対応できる体制を整えています。

また、学校と家庭をつなぐ役割を担う「ひらおカンガルー応援隊」による家庭教育支援は、学校だけでなく、スクールソーシャルワーカーやゆうなんこども家庭支援センターとも密に連携し、支援を必要とする児童生徒や保護者に対して、きめ細やかな支援を行う体制も整えています。

## ■ ■ 第4章 計画の基本的な考え方 ■ ■



## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

#### 地域 みんなが支える 子どもの成長 子どもの未来

明日の平生を担うすべての子どもが、自立した個人として健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利が尊重され、将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、地域全体で支える体制づくりを進めます。

また、子育てをする親が地域とつながり、子育てに伴う喜びを実感できる地域づくりを進めます。

### 2 計画の基本目標

#### 基本目標1 安心して子どもを産み育てられる環境の整備

- 安全・安心な妊娠・出産、育児不安の軽減、子どもの発達支援など、妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援を推進します。
- すべての子育て家庭が地域で安心して子育てができるよう、子育て家庭が抱える不安・負担の軽減を図るための相談支援や提供体制、経済的支援の充実を図ります。
- 人口の動向と教育・保育等のニーズを的確に把握し、教育・保育事業、多様な働き方に対応した保育事業及び放課後児童クラブの充実を図ります。
- ワーク・ライフ・バランスの意義や働き方の見直しについての意識啓発を推進します。

#### 基本目標2 子どもの健やかな成長と自立を支える環境の整備

- 発達の段階に応じた質の高い教育・保育を提供するとともに、子どもが「自分に対する信頼を高め、「がんばり」(自学・自立)と「優しさ」(協働・思いやり)を発揮する」ことができるよう、教育環境の充実を図ります。
- 若者が希望を持って社会で活躍することができるよう、自立を支援する取組とともに、次代の親となる若者が子どもを産み、育てることの尊さを学ぶ機会の充実を図ります。
- 子どもが快適な環境の中で生まれ育ち、いきいきと活動できるよう、事故や犯罪、災害、有害な環境から子どもを守るための地域づくりを推進します。

### 基本目標3 支援を要する子どもと家庭を支える体制の充実

---

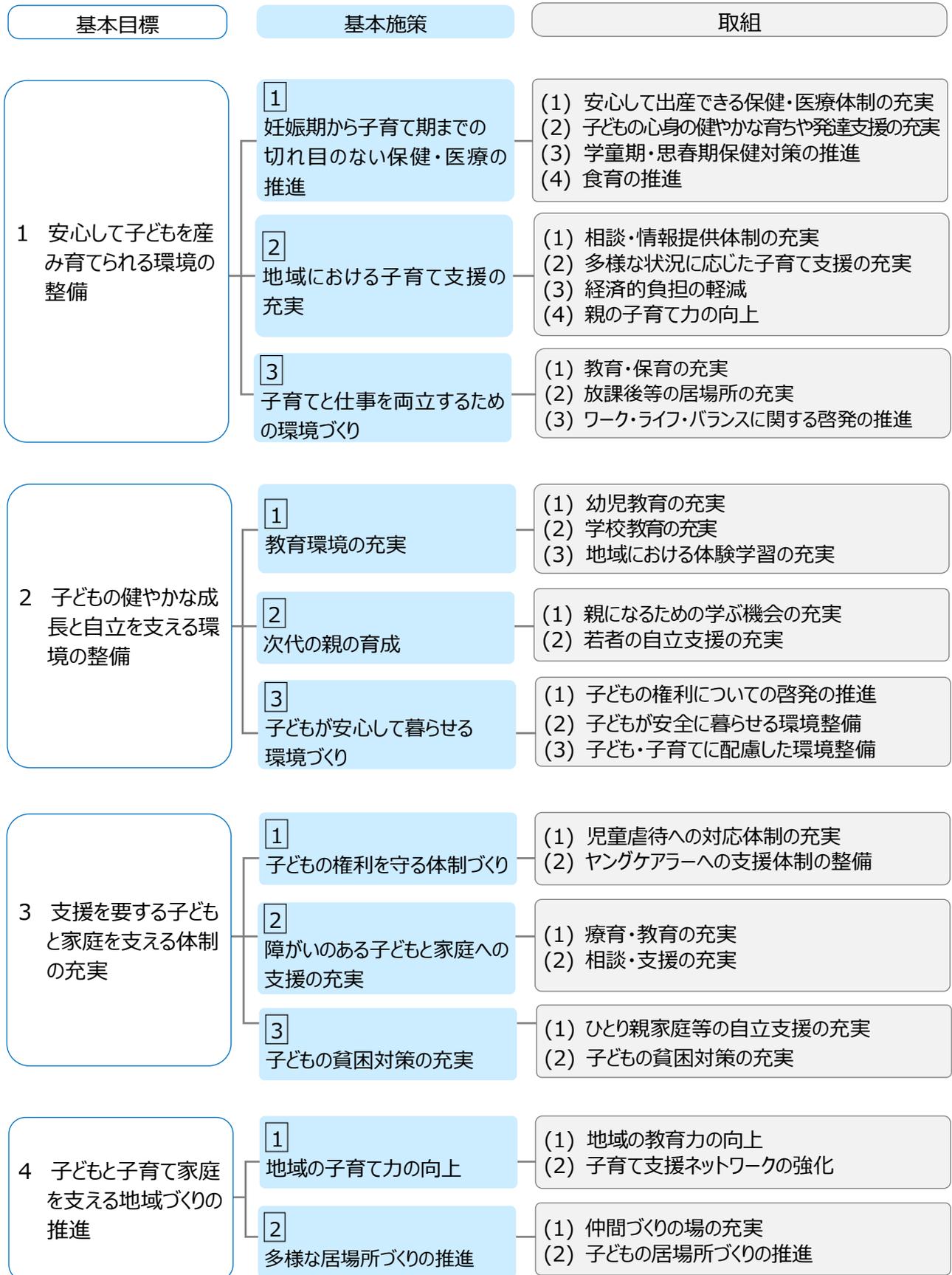
- 児童虐待を未然に防止するため、相談や地域の支援体制の充実を図るとともに、虐待に気づき、迅速に対応するため、啓発の推進、関係機関との連携強化を図ります。
- ヤングケアラーを把握し、必要な支援につなぐ体制を整備します。
- 障がいのある子どもが健やかに成長することができるよう、療育・教育の充実を図るとともに、相談や障害福祉サービスの提供等、支援の充実を図ります。
- 子どもの貧困対策を推進します。

### 基本目標4 子どもと子育て家庭を支える地域づくりの推進

---

- 地域が一体となり、子どもの成長を見守り、子育て家庭を支援する体制づくりを推進します。
- 子育て家庭が気軽に集える仲間づくりの場や機会の充実とともに、子どもの年齢や発達に応じて、多様な体験・遊びができる機会、安全に安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

### 3 計画の体系





## ■ ■ 第5章 計画の取組 ■ ■



## 第5章 計画の取組

### 基本目標1 安心して子どもを産み育てられる環境の整備

#### 1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない保健・医療の推進

##### (1) 安心して出産できる保健・医療体制の充実

心身の変化が著しい時期である妊娠・出産期において、母親の心身の健康を保持するとともに、安心して妊娠・出産できる環境づくりを推進します。

No	事業	実施内容	担当課
1	母子健康手帳の交付	母親の心身の健康管理と母性の育成を図るため、妊娠届出時に母子健康手帳を交付し、担当の母子保健推進員や制度、母子保健サービスの紹介などの育児情報を提供します。	健康保険課
2	ハイリスク相談・指導	妊娠届出時アンケート等により、ハイリスク要因を把握し、個別相談・指導を実施します。	健康保険課
3	妊婦健康診査	妊婦の健康管理のための健康診査を実施します。	健康保険課
4	妊婦精密検査	妊婦健康診査において必要が認められた人を対象とし、医療機関でのさらに詳しい検査を実施します。	健康保険課
5	妊婦歯科健診	早産や低出生体重児のリスクとなる歯周疾患の早期発見・早期治療促進のための歯科健診を行い、歯や口の健康に関する正しい知識の普及を図ります。	健康保険課
6	産前・産後サポート事業	産後の心身の不調や育児不安を抱える妊婦及び産後1年未満の産婦と赤ちゃんに相談支援と家事育児支援を行います。	健康保険課
7	産後ケア事業	産後の心身の不調や育児不安を抱える産後1年未満の産婦と赤ちゃんに、心身のケアや育児サポートを行います。	健康保険課
8	産婦健康診査事業	産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、概ね産後2週間と1か月に健康診査を実施し、産後の初期段階における母子に対する支援体制を強化します。	健康保険課
9	医療提供体制支援事業	柳井医療圏における産科、小児科の医療提供体制を維持するため、総合病院の医師確保等に係る財政支援を行います。	健康保険課

No	事業	実施内容	担当課
10	不妊治療費助成事業	不妊治療を受けている方の経済的な負担を軽減するため、費用の一部を助成します。	健康保険課
11	妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）	妊娠届時より、妊婦や0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産や子育ての見通しをたてるための面談や継続的な情報発信を行うことで必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図ります。	健康保険課 町民福祉課
12	出産準備教室	妊娠中の育児不安の軽減を図るため、沐浴練習、妊婦体験、子育てについての講話を実施し、妊婦及びその家族が心身ともに健康に子育てができるよう支援します。	健康保険課
13	妊婦支援事業	遠方の分娩取扱施設で出産が必要な妊婦に、交通費、宿泊費を助成します。また、妊婦健診時の交通費も助成します。	健康保険課
14	ICTの活用	子育て支援アプリ「ピッ子口ひらお」による各種制度やイベント等の情報提供を行うとともに、妊婦・子どもの健康記録、胎児や子どもの成長記録、スケジュール管理等、内容の充実を図ります。	健康保険課

## （2）子どもの心身の健やかな育ちや発達支援の充実

子どもが健やかに成長できるように支援を行うとともに、心身の健康の基礎づくりに重要な乳幼児期において、健康的な生活習慣の確立に向けた保健指導等を行います。

また、小児医療体制の充実を図ります。

No	事業	実施内容	担当課
15	乳幼児健康診査	乳幼児の健やかな成長のための健康診査を実施します。	健康保険課
16	乳幼児精密検査	乳幼児健康診査において、必要と認められた人を対象とし、医療機関でのさらに詳しい検査を実施します。	健康保険課
17	新生児聴覚検査	聴覚障がいの早期発見、早期療育のための検査を実施します。	健康保険課
18	歯科保健指導	1歳6か月児、3歳児を対象とした歯科健診、歯科保健指導を実施します。	健康保険課
19	5歳児発達相談会	専門的立場から助言・指導を行い、よりよい就学へ向けて支援します。	健康保険課 学校教育課

No	事業	実施内容	担当課
20	育児相談	乳幼児の身体計測や育児相談を実施します。	健康保険課
21	乳児家庭全戸訪問事業	育児不安の軽減を図るため、生後4か月までの乳児を対象に、発育発達の確認や出産後の母親の健康支援、様々な行政サービスの情報提供を行います。	健康保険課
22	予防接種	感染症の予防を図るため、乳幼児・児童生徒を対象に予防接種を実施します。	健康保険課
23	乳幼児栄養相談	育児相談や1歳6か月児・3歳児健診時に個別栄養相談を実施します。	健康保険課
24	幼児ことばの教室	ことばの発達に課題を持つ幼児を対象に、必要な相談・援助及び指導を行うとともに、保護者に対しても必要な助言を行います。	健康保険課
25	子育て世帯訪問支援事業	要保護児童・要支援児童等のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・育児等の援助を行います。	町民福祉課 健康保険課
26	小児二次救急体制の整備	休日・夜間に安心して医療が受けられるよう、小児医療体制の充実を図ります。	健康保険課
27	事故防止等啓発の推進	発達段階に合わせた事故防止情報、チャイルドシートの正しい着用、救急法等の指導を行います。また、小児救急医療の啓発やこども医療電話相談事業（#8000事業）の情報提供を行います。	健康保険課
28	たばこ対策	妊娠届出時や各種健診時等で、妊婦や家族の喫煙歴を確認し、たばこの影響を説明し、禁煙を勧めます。	健康保険課

### (3) 学童期・思春期保健対策の推進

学童期・思春期、生涯にわたる心身の健康の向上を図るための取組を推進します。

No	事業	実施内容	担当課
29	思春期講演会	中学生とその保護者を対象とし、思春期の性の問題、生命の尊さや家族の大切さに関する講演会を開催します。 また、DV・デートDV等、知らぬ間に被害者・加害者とならないよう意識啓発を図ります。	健康保険課 学校教育課
30	薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室	警察等の関係機関と連携し、児童生徒が薬物に関する正しい知識や乱用の恐ろしさを学ぶための教室を実施します。	学校教育課 健康保険課
31	学校における健康課題の解決に向けた取組の充実	学校保健計画の見直しや改善を推進するとともに、全教職員の理解と協力のもと、保健主任及び養護教諭を核とした学校保健推進体制の整備を進めます。また、望ましい生活習慣の確立に向けた学校・家庭・地域の協働化を推進します。	学校教育課

### (4) 食育の推進

子どもの「食について考え、健康に配慮した食事を選択できる力」や「食べることへの感謝の気持ちと心豊かな食生活を営む力」を育むことにより、生涯を通じて健康で安全な生活を営むことができるよう、家族・学校・地域・民間団体等の協働による食育を推進します。

No	事業	実施内容	担当課
32	離乳食学級	乳児の発育発達に対する支援を行うため、4～5か月児の保護者を対象とし、離乳食の進め方についての指導を実施します。	健康保険課
33	学校給食による食育の推進	子どもの心身ともに健やかな発育と健康な生活のため、安全・安心の学校給食を提供するとともに、よりよい食生活習慣の形成のために学校給食を通して食育を推進します。	学校教育課

## 2 地域における子育て支援の充実

### (1) 相談・情報提供体制の充実

必要とする人が必要なときに必要な情報が得られるよう、町の広報紙やインターネット等を活用した地域の子育て支援サービスの提供体制の充実を図ります。

また、いつでも気軽に相談できる場の設置を進めるとともに、各種相談事業の充実を図ります。

No	事業	実施内容	担当課
34	こども家庭センター	保健師・保育士・栄養士等による育児相談、育児指導等を行い、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援を提供するとともに、支援を必要とする子どもや妊産婦のサポートプランの作成や支援につなぐ連絡調整を行います。	町民福祉課 健康保険課
35	子育て支援センター	乳幼児とその保護者が交流できる場を設置し、子育てについての相談、情報の提供・交換・助言、その他の援助を行います。	町民福祉課
14	ICTの活用 (再掲)	子育て支援アプリ「ピッ子口ひらお」による各種制度やイベント等の情報提供を行うとともに、妊婦・子どもの健康記録、胎児や子どもの成長記録、スケジュール管理等、内容の充実を図ります。	健康保険課

### (2) 多様な状況に応じた子育て支援の充実

保護者のリフレッシュや緊急時の保育サービス、子育て中の親同士が交流する場や相談・情報を提供するなど、すべての子育て家庭を対象とした子育て支援の充実を図ります。

No	事業	実施内容	担当課
36	一時預かり事業	保護者の急病や介護・就労・冠婚葬祭等で一時的に保育ができなくなったとき、または、育児に伴う負担を和らげるため、一時的に保育が必要となる児童を対象に保育を行います。	町民福祉課
37	子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者が病気等のため、児童の養育が一時的に困難となったとき等に、児童養護施設等で一定期間児童を預かります。	町民福祉課

No	事業	実施内容	担当課
38	ファミリー・サポート・センター事業 (やないファミリー・サポート・センター)	育児の援助を受けたい人と、行いたい人で相互に援助を行うことにより、急な残業や子どもの病気等による変動的・変則的な保育に対応することで、就労者が仕事と家庭を両立し、安心して働けるよう支援します。	町民福祉課
39	こども誰でも通園制度	満3歳未満の未就園児童を対象として、就労要件を問わず、月一定時間の預かりを行います。	町民福祉課

### (3) 経済的負担の軽減

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、国・県の動向を踏まえ、教育費や養育に要する費用、医療費の助成を行うとともに、各種制度の周知を図ります。

No	事業	実施内容	担当課
40	児童手当	18歳到達の年度の末日までの児童の養育者に手当を支給します。	町民福祉課
41	子ども医療費の助成事業	町内に居住している出生から18歳到達の年度の末日までの子どもが入院・通院した場合に、必要な医療費の自己負担の一部を支給します。	町民福祉課
42	保育料の軽減	多子世帯における経済的負担の軽減を図るため、第2子以降の教育・保育施設等に通う3歳未満児の保育料を無償とします。	町民福祉課
43	就学援助事業	経済的理由によって、就学困難と認められる児童または生徒の保護者に対し、学用品等の費用の一部を援助します。	学校教育課
44	特別支援教育就学奨励事業	児童及び生徒が特別支援学級で学ぶ際に保護者が負担する教育関係経費について、補助します。	学校教育課

## (4) 親の子育て力の向上

保護者の学習の場を提供し、家庭教育機能の向上を図ります。

また、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、家庭教育支援チームにより親意識の啓発を図ります。

No	事業	実施内容	担当課
45	家庭教育に関する講座	家庭において子どもを正しく理解し、健やかに成長していくことを願い、子育てやしつけなどについて、保護者が学習する場としての講座を開催します。	学校教育課 社会教育課
46	地域協育ネット	学校支援ボランティアや放課後子ども教室のボランティア募集を積極的に行い、地域の子どもの社会全体で育てる活動を積極的に推進します。さらに、家庭教育支援チームにより、子育て世代の保護者の悩みや不安について相談に応じるとともに、親意識の啓発を行います。	社会教育課
12	出産準備教室 (再掲)	妊娠中の育児不安の軽減を図るため、沐浴練習、妊婦体験、子育てについての講話を実施し、妊婦及びその家族が心身ともに健康に子育てができるよう支援します。	健康保険課
47	母子保健推進協議会	子育て経験者が、乳幼児を持つ家庭を訪問し、子育てなどの相談や助言を行うとともに、子育て輪づくり運動として「にこにこひろば」の開催、子育て輪づくり新聞の作成、各行事への協力等、子育て中の親と子どもを支援します。	健康保険課

### 3 子育てと仕事を両立するための環境づくり

#### (1) 教育・保育の充実

利用者のニーズに応じて教育・保育事業の提供体制とともに、延長保育、休日保育等、多様な保育事業の充実を図ります。

No	事業	実施内容	担当課
48	教育・保育事業の提供体制の整備・検討	子育て家庭のニーズに対応し、就学前の教育・保育の充実を図ります。	町民福祉課 学校教育課
49	病児・病後児保育事業	子どもが病気などのため、集団保育または家庭での保育が困難であり、保護者が就労などにより昼間家庭にいない場合に専用施設で一時的に保育を行います。	町民福祉課
50	延長保育事業	保護者の勤務時間や通勤時間を考慮し、通常の保育時間の前後に時間を延長して保育を行います。	町民福祉課
51	休日保育事業	日曜・祝日の保護者の勤務等により、休日における保育の需要に対応した保育の実施を検討します。	町民福祉課

#### (2) 放課後等の居場所の充実

すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所を確保します。

No	事業	実施内容	担当課
52	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校児童の健全育成と働く親の不安解消を図るため、授業終了後に、適切な遊びや生活の場を提供します。また、高学年の利用ニーズも考慮し、空き教室の活用等も含め、提供体制の充実を図ります。	町民福祉課

### (3) ワーク・ライフ・バランスに関する啓発の推進

家庭・地域企業等の社会全体でワーク・ライフ・バランスの実現を推進するため、意識啓発や情報提供に努めます。

No	事業	実施内容	担当課
53	ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発	国・県との連携のもと、男女ともに仕事と生活の調和がとれた働き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランスについての理解を促進するとともに、働き方の見直しについての啓発を行います。	地域振興課
54	家庭における男女共同参画の推進	父親、母親がともに子育てや家事の責任を担うよう、男女共同参画に関する啓発や、父親の育児休業取得に関する情報等、父親が育児に関わりやすい環境づくりを進めます。	地域振興課
55	子育て支援に積極的な企業の紹介	県が実施する「子育て応援企業」をホームページや様々な事業において紹介します。	産業課

## 基本目標 2 子どもの健やかな成長と自立を支える環境の整備

### 1 教育環境の充実

#### (1) 幼児教育の充実

乳幼児期の教育の重要性や特性について、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」を踏まえ、幼稚園・保育園等の教育・保育事業の質の向上を図ります。

No	事業	実施内容	担当課
56	教育・保育の質の向上	子どもの状況や発達過程を踏まえ、健康・安全で情緒の安定した生活ができる環境や子どもが自発的・意欲的に相互に関われる環境などを整え、幼児一人ひとりへのきめ細やかな対応を通して心身の健康の基礎を培い、様々な事象に対する豊かな心情や思考力、創造性の芽生えの育成に取り組みます。	町民福祉課 学校教育課
57	幼稚園教諭補助の配置	園児の個々に応じたきめ細やかな園生活の支援と適応支援のため、教諭補助を配置し、たくましい子どもを育てます。	学校教育課
58	教育・保育施設の「安全管理」に係る確実な対応	教育・保育施設について、定期的な点検を実施し、不良箇所について必要に応じた改善及び補修を実施します。	町民福祉課 学校教育課 社会教育課

#### (2) 学校教育の充実

「平生町教育振興基本計画」に基づき、子どもが「自分に対する信頼を高め、「がんばり」（自学・自立）と「優しさ」（協働・思いやり）を発揮する」ことができるよう、教育環境の充実を図ります。

また、非行やいじめ、不登校などの解消や予防のため、児童生徒本人・保護者を対象に、適切な指導や相談体制の充実・周知を図ります。

No	事業	実施内容	担当課
59	幼稚園や保育園・小・中学校間連携の推進	幼保小中連絡協議会研修会や小中合同研修会などを通じた研修の充実を図ります。また、コミュニティ・スクールや地域協育ネットを活用し、地域との連携強化を図る中で、さらなる校種間の連携を推進します。	学校教育課 社会教育課 町民福祉課

No	事業	実施内容	担当課
60	少人数教育制度事業	少人数指導等、子どもの個性や能力、学校の実態に応じたきめ細やかな指導の充実を図ります。	学校教育課
61	学校支援員事業	小学校低学年や個別に配慮を要する児童生徒の在籍する学級に学校支援員を配置し、きめ細やかな指導を行います。	学校教育課
58	教育・保育施設の「安全管理」に係る確実な対応（再掲）	教育・保育施設について、定期的な点検を実施し、不良箇所について必要に応じた改善及び補修を実施します。	町民福祉課 学校教育課 社会教育課
62	教育相談体制の充実	不登校児童生徒の家庭への定期的な訪問や、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用により、児童生徒・保護者がいつでも相談できる支援体制を整えます。	学校教育課

### (3) 地域における体験学習の充実

子どもが自ら学び、考える力や豊かな人間性を育むため、スポーツ活動、音楽鑑賞会を実施し、参加者間の交流や親子のコミュニケーションの場となるよう努めます。

No	事業	実施内容	担当課
63	各種体験活動	親子で参加できる各種体験活動を実施します。	社会教育課
64	ふるさと体験学習	地域の文化や人々とのふれあいを通じて豊かな人間性を育むため、中学生を対象に、様々な体験講座を開催します。	学校教育課 社会教育課
65	スポーツ活動の推進	「スポーツ推進計画」に基づき、ファミリースポーツの奨励、総合型地域スポーツクラブの育成、スポーツ少年団活動の支援などを通じて、心身ともに健康な体力づくりを推進します。	社会教育課
66	音楽鑑賞会	子どもにすばらしい生の音楽にふれる機会を与え、音楽を通じ豊かな心を育てることを目的に音楽鑑賞会を開催します。	社会教育課

No	事業	実施内容	担当課
67	ふれあいコンサート	町内の小・中・高校生が、学校での音楽活動を地域の人に披露するとともに、地域の人とふれあいながら、町の芸術文化向上に取り組むことを目指し、コンサートを開催します。	社会教育課
68	子どもの読書活動推進事業	「子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもが本にふれる機会の充実を図るとともに、読書の大切さの意識啓発、読書活動推進の担い手となる人材の育成を行います。	社会教育課

## 2 次代の親の育成

### (1) 親になるための学ぶ機会の充実

思春期である中学生を対象に、乳幼児とのふれあい体験を通じて、子どもを産み育てることの喜びや子育ての大変さ、親に対する感謝の気持ち、命の大切さを考えるきっかけづくりや、性に関する正しい知識を得る機会を提供します。

No	事業	実施内容	担当課
69	思春期体験学習	保健センターで実施している育児相談に中学3年生が参加し、乳幼児の身体計測及び乳幼児とのふれあいを体験します。保健師による胎児の発育や妊婦の心と体の変化についての講話を実施し、妊婦体験を通して命の大切さを伝えます。	健康保険課
29	思春期講演会 (再掲)	中学生とその保護者を対象とし、思春期の性の問題、生命の尊さや家族の大切さに関する講演会を開催します。 また、DV・デートDV等、知らぬ間に被害者・加害者とならないよう意識啓発を図ります。	健康保険課 学校教育課

## (2) 若者の自立支援の充実

若い世代が、次代を担う人材として自立できるよう、自立していくために必要な意欲や態度、能力を伸ばすことができる環境を整備します。

No	事業	実施内容	担当課
70	キャリア教育の推進	児童生徒一人ひとりの勤労観・職業観を培い、一人の社会人として自立できるよう、自らの夢や希望の実現に向けて意欲的な態度を育成するため、キャリア・パスポート等を活用し、学びの連続性を重視したキャリア教育を推進します。	学校教育課
71	成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育の推進	社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達の段階に応じて身に付けることができるよう、主権者教育を推進します。また、消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できるよう、教育機関や関係団体との連携・協働による消費者教育を推進します。	社会教育課

## 3 子どもが安心して暮らせる環境づくり

### (1) 子どもの権利についての啓発の推進

すべての子どもが希望を持って健やかに育つことができるよう、子どもの権利について、子ども本人や周りのおとなへの周知・啓発等を推進します。

No	事業	実施内容	担当課
72	子どもの権利に関する啓発の推進	子ども自身が自らの権利を自覚し、理解を深めることができるよう、本計画やこども基本法、子どもの権利条約の内容等、子どもの権利について、周知・啓発及び教育を推進します。また、保護者や保育士、教職員等、子どもの周りのおとなに、様々な機会・媒体を活用して周知・啓発を推進します。	町民福祉課

## (2) 子どもが安全に暮らせる環境整備

子どもが安全に安心してインターネットを利用できる情報環境を整備するとともに、子どもが地域で安全に過ごせるよう、安全な道路環境の整備や犯罪を防止する環境整備を推進します。

また、地域ぐるみで子どもを犯罪から守るための取組を推進するとともに、子どもや保護者に対する事故・犯罪に対する情報提供や意識啓発に努めます。

No	事業	実施内容	担当課
73	適切なインターネット利用(情報リテラシーの育成)に向けた対応の充実	ネットトラブルに関して教職員と共に学ぶことを通して、子どもたちが情報に関する正しい知識とインターネットの使い方のスキルを身につけるよう、関係機関と連携して情報モラル教室等を実施します。	学校教育課 社会教育課
74	道路交通環境の整備	各地区からの申請や交通安全の観点から、交通安全施設の適宜修繕や整備を行います。	建設課
75	通学路の点検	「通学路等交通安全プログラム」に基づき、学校、警察と連携を図り、通学路の点検を行い、必要な安全対策を行います。	学校教育課 総務課 建設課
76	交通移動教室の開催	保育園・幼稚園・小学校・中学校等において、交通移動教室を開催します。	町民福祉課 学校教育課 総務課
77	平生町安全・安心推進事業	平生町安全・安心推進協議会を開催し、防災・交通安全・防犯関係者が連携し、町民の安全に関する諸問題の解決を図ります。	総務課
78	防犯灯設置事業に係る助成金	自治会等が防犯灯設置(修理)事業を行う場合、その経費について助成を行います。	総務課
79	子ども110番の家	子どもたちを犯罪や危険から守るため、「子ども110番の家」の指定を行います。	社会教育課
80	子ども見守り隊	ウォーキングや犬の散歩・買物等の外出時に、出会った子どもに声かけなどをして見守ります。	社会教育課
81	青少年相談事業	青少年の非行防止、育成保護のため、来所相談、電話相談を実施します。	社会教育課

No	事業	実施内容	担当課
82	青少年健全育成の支援	青少年の非行防止・犯罪防止を目的に、育成センターの車による見回りや、防犯ボランティア等、関係機関と連携し、概要指導、夜間防犯パトロールを行います。	社会教育課
83	青少年健全育成・非行防止に関する意識啓発	平生町青少年問題協議会を開催し、子どもの安全対策の取組について協議するとともに、青少年健全育成や非行防止の意識啓発を図ります。	社会教育課

### (3) 子ども・子育てに配慮した環境整備

子どもや子育て家庭に配慮した、道路や公園、公共施設等の整備を推進します。

No	事業	実施内容	担当課
84	公共施設的环境整備	公共建物のバリアフリー化を推進するとともに、施設へのベビールームや授乳コーナー等の設置に努めます。	建設課
85	遊具等公園施設の維持管理	安全・快適に利用できる公園を確保するため、定期的な保守点検を行います。	建設課

## 基本目標 3 支援を要する子どもと家庭を支える体制の充実

### 1 子どもの権利を守る体制づくり

#### (1) 児童虐待への対応体制の充実

児童虐待の発生予防、早期発見のため、関係機関と連携し、支援が必要な家庭を把握し、適切な支援につなげます。また、保健・福祉サービスを受けていない居住実態が把握できない家庭については、子どもに関わる関係部署等との連携や、要保護児童対策地域協議会との情報共有によって、実態把握、早期対応に努めます。

No	事業	実施内容	担当課
86	虐待の早期発見と予防の推進	育児相談、健康診査、訪問指導等、あらゆる機会において、児童虐待を早期に発見し、関係機関と連携した支援を行います。	町民福祉課 健康保険課 学校教育課
87	要保護児童対策地域協議会	教育・保健・福祉等の関係機関が連携し、児童虐待をはじめとした要保護児童の早期発見、早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会を開催します。協議会を通じて、関係機関への周知徹底を図り、児童虐待防止に努めます。	町民福祉課 健康保険課 学校教育課
88	要保護児童対策地域協議会実務者会議	要保護児童のケースについて、関係機関等に所属する実務者により定期的に情報確認をします。	町民福祉課 健康保険課 学校教育課

#### (2) ヤングケアラーへの支援体制の整備

ヤングケアラーについて、関係機関・団体と連携し、本人やその家族を適切な支援につなげる体制を整備するとともに、ヤングケアラーに関する正しい理解を促すための啓発を推進します。

No	事業	実施内容	担当課
89	ヤングケアラーに関する支援体制の整備	関係機関や団体等との連携を図り、ヤングケアラーの実態把握、情報提供、相談対応や必要な支援につなぐ等、相談支援体制の充実を図ります。また、子どもにヤングケアラーに関する相談窓口を周知し、適切な支援につなげます。	町民福祉課
90	ヤングケアラーに関する理解促進・啓発	児童生徒や保護者、地域住民、関係機関等にヤングケアラーに関する理解を促すため、啓発を行います。	町民福祉課

## 2 障がいのある子どもと家庭への支援の充実

### (1) 療育・教育の充実

障がいのある子どもの社会的な自立を促進するため、個々の年齢や障がいの程度等に  
 応じた教育・保育、専門的な療育を提供します。

No	事業	実施内容	担当課
91	療育支援提供体制の整備	障がい児を対象とし、指定通所支援事業所において、児童指導員や保育士等専門職により、集団生活での適応支援や基本的な生活習慣などを身につけるための訓練を行います。また、保育園、幼稚園等に対して障がい児への適切な支援のための助言等を行うことにより、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。	町民福祉課
92	障害児保育事業	保育園において障がい児の受入れを推進するとともに、障がい児の処遇向上を図ります。	町民福祉課
19	5歳児発達相談会（再掲）	専門的立場から助言・指導を行い、よりよい就学へ向けて支援します。	健康保険課 学校教育課
93	児童発達支援	療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児を対象とし、日常生活上の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	町民福祉課 健康保険課
94	医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた障がい児を対象とし、日常生活上の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練並びに治療を行います。	町民福祉課
95	放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障がい児を対象とし、放課後又は休業日に生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進等の支援を行います。	町民福祉課

No	事業	実施内容	担当課
96	保育所等訪問支援	専門知識を持った支援員が、保育園や小学校等の障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための支援等を行います。	町民福祉課 健康保険課 学校教育課
97	医療的ケアを要する子どもへの適切な支援の推進	医療的ケアが必要な子どもが身近な地域で支援が受けられるよう、保健・医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置します。また、医療的ケアに対応する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を図ります。	町民福祉課

## (2) 相談・支援の充実

障がいのある子ども等への相談、指導、支援の充実を図り、保護者の負担軽減等につなげます。

No	事業	実施内容	担当課
98	相談支援体制の充実	育児に関する不安や困難を抱える保護者等へ適切な支援が行われるよう、相談支援等を通じて療育や支援の情報提供に努めます。また、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を提供できるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関と連携し、相談や支援の情報を共有し、途切れることのない支援の実現に努めます。	町民福祉課
99	障がい者団体等の育成・支援	同じ悩みを抱える人同士の組織化は、孤立を防ぎ、主体性を育むことから、障がい者及び家族会の組織の充実を図るとともに、その活動を支援します。また、発達が気になる子どもを持つ親の会の活動を支援します。	町民福祉課 健康保険課
100	特別児童扶養手当	中・重度の身体、知的又は精神障がいを有する20歳未満の児童を家庭で看護している人に対して手当を支給します。	町民福祉課
101	障害児福祉手当	重度の身体、知的又は精神障がいがあるため日常生活において常時介護を必要とする程度の障がいの状態にある20歳未満の児童を対象とし、手当を支給します。	町民福祉課
102	特別支援教育（教育支援委員会）	幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行います。	町民福祉課 健康保険課 学校教育課

### 3 子どもの貧困対策の充実

#### (1) ひとり親家庭等の自立支援の充実

母子又は父子家庭等において、安定した生活や、自立・就業のための支援を行います。

No	事業	実施内容	担当課
103	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の児童の福祉の増進を図るため、手当を支給します。	町民福祉課
104	ひとり親家庭等医療費の助成制度の実施	母子家庭の母及び子ども、父子家庭の父及び子ども並びに父母のいない子どもの医療費の一部を助成します。	町民福祉課
105	母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付制度の実施	母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活安定と、その子どもの福祉を図るため、各種資金の貸付の相談、受付を行います。	町民福祉課

#### (2) 子どもの貧困対策の充実

貧困状態にある保護者とその子どもが安定した生活を送り、将来的な自立を目指すことができるよう、保護者の就労を支援するとともに、自立に向けた生活支援や相談等の取組を推進します。

また、すべての子どもが、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるよう、教育に係る費用の負担軽減を図ります。

No	事業	実施内容	担当課
106	生活の自立支援の充実	関係課や地域の関係機関と連携を図り、貧困家庭とその状況を把握し、必要な支援につなげるための体制の充実を図ります。また、貧困家庭の自立を促進するため、保護者の就労支援や各種制度の情報提供を行います。	町民福祉課
107	学習支援事業の実施	経済面で不安定な家庭の子どもの学習支援、進路相談等を行い、学習習慣の定着と学習意欲の向上を図ります。	町民福祉課
43	就学援助事業(再掲)	経済的理由によって、就学困難と認められる児童または生徒の保護者に対し、学用品等の費用の一部を援助します。	学校教育課

## 基本目標4 子どもと子育て家庭を支える地域づくりの推進

### 1 地域の子育て力の向上

#### (1) 地域の教育力の向上

保護者や地域住民の参画を得た学校運営を図り、地域全体で子どもを育む、「地域とともにある学校づくり」を推進します。

No	事業	実施内容	担当課
108	平生町学校運営協議会（コミュニティ・スクール事業）	学校と保護者及び地域住民が信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組みます。	学校教育課 社会教育課

#### (2) 子育て支援ネットワークの強化

子育てを地域全体で支えるため、地域の関係機関の連携強化を図ります。

No	事業	実施内容	担当課
109	子育て支援団体や地域の関係団体等との連携の推進	保育園、幼稚園、学校、医療機関、社会福祉協議会、民生委員児童委員、母子保健推進協議会、子育て支援団体、自治会などの地域の関係機関・団体と連携を図り、子育て支援を推進します。	町民福祉課 健康保険課
110	民生委員児童委員、主任児童委員への情報提供の充実	地域の窓口となる民生委員児童委員や主任児童委員への子育てに関する情報提供の充実を図ります。	町民福祉課

### 2 多様な居場所づくりの推進

#### (1) 仲間づくりの場の充実

子育てをする親同士や子育て家庭と地域の人がつながることができるよう、子育てをしている当事者や支援者の活動を支援するとともに交流の場の情報を提供します。

No	事業	実施内容	担当課
35	子育て支援センター（再掲）	乳幼児とその保護者が交流できる場を設置し、子育てについての相談、情報の提供・交換・助言、その他の援助を行います。	町民福祉課
111	仲間づくりの場の情報提供の充実	子育てアプリ等を活用し、子育て支援センターや子育てサークル、地域の子育て支援団体の活動等の情報提供の充実を図ります。	町民福祉課

## (2) 子どもの居場所づくりの推進

児童館、図書館、体育館等の生涯学習施設や学校施設の開放等、子どもの遊び・活動の場の整備を推進するとともに、子どもと地域住民が交流する場の提供や講座を開催します。

No	事業	実施内容	担当課
112	児童館事業	地域の実情に即した健全な遊び場を提供し、児童の健全育成を図ります。	町民福祉課
113	子ども向け講座の開催	各地域交流センターを拠点にした三世代交流事業として、地域行事への参加促進、自然体験などの取組を展開します。	地域振興課 社会教育課
114	平生町おはなし会の活動の支援	読み聞かせのボランティア団体「平生町おはなし会」による町立図書館や町内各小学校での定期的な読み聞かせの機会の提供により、子どもの感性や想像力を育む支援を行うとともに、活動の周知を図ります。	社会教育課
115	親子で楽しむ絵本講座	就学前の児童を持つ保護者を対象に、読み聞かせの大切さや絵本の選び方などの重要性を啓発することを目的として、絵本作家や読み聞かせボランティア団体などを講師とし、保育園や町立図書館などで、講座を開催します。	社会教育課
116	放課後子ども教室	心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、町内両小学校においてコーディネーターと学校支援ボランティアが放課後にもものづくりやスポーツにより、子どもの安全・安心な活動拠点を提供し、地域の教育力を結集した放課後子ども教室を開催します。	社会教育課
52	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（再掲）	小学校児童の健全育成と働く親の不安解消を図るため、授業終了後に、適切な遊びや生活の場を提供します。また、高学年の利用ニーズも考慮し、空き教室の活用等も含め、提供体制の充実を図ります。	町民福祉課
117	公園・緑地の整備	「平生町総合計画」に沿い、すべての人が憩うことのできるコミュニティ活動の場として、町民が親しみやすい公園整備を検討します。	建設課
118	地域の居場所の活動の促進	地域団体等が実施する「こども食堂」等の地域の居場所と連携を図り、活動を支援するとともに情報の集約、提供を行います。	町民福祉課



## ■ ■ 第6章 量の見込みと提供体制 ■ ■



## 第6章 量の見込みと提供体制

### 1 教育・保育提供区域の設定

本計画の策定にあたっては、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会条件など地域の実情に応じて教育・保育提供区域を設定することとなっています。

本町においては、現在の教育・保育の利用状況、提供のための施設の整備状況などを総合的に勘案し、町全域を1区域として設定します。

### 2 教育・保育の量の見込みと確保方策

本計画では、平生町子ども・子育て支援ニーズ調査結果に基づいて算出した各年度における教育・保育の量の見込みと、その提供体制の確保内容と実施時期を定めます。

教育・保育分野の事業においては認定区分（1号・2号・3号）ごとに見込み量の推計を明示します。

区分	対象		該当する施設
1号認定	3～5歳	幼稚園などで教育を希望する家庭	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳	保育を必要とする家庭	保育園・認定こども園
3号認定	0～2歳	保育を必要とする家庭	保育園・認定こども園 地域型保育事業

#### (1) 1号認定（3～5歳教育標準時間認定：幼稚園・認定こども園）

満3歳から5歳の保育の必要性がなく、教育の希望が強い対象児童については、既存の幼稚園で対応します。

【表 1号認定の量の見込み・確保方策】

区分	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み(人)	27	20	15	11	8
②確保方策(人)	140	140	140	140	140
過不足(②-①)(人)	113	120	125	129	132

(2) 2号認定（3～5歳保育認定：保育園・認定こども園）

満3歳から5歳までの保育の必要性がある認定区分について、学校教育の希望が強い対象児童は既存の幼稚園で、それ以外の対象児童は既存の保育園で対応します。

【表 2号認定の量の見込み・確保方策】

区 分	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み(人)	133	119	112	108	110
幼稚園利用想定(人)	0	0	0	0	0
保育園利用想定(人)	133	119	112	108	110
②確保方策(人)	130	120	115	110	110
幼稚園(人)	0	0	0	0	0
保育園(人)	130	120	115	110	110
過不足(②-①)(人)	▲3	1	3	2	0

(3) 3号認定（0～2歳保育認定：保育園・認定こども園・地域型保育事業）

満0歳から2歳までの保育の必要性がある認定区分について、各歳で量の見込みを定めます。既存の保育園で対応します。

【表 3号認定（0歳児）の量の見込み・確保方策】

区 分	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み(人)	14	15	15	15	17
②確保方策(人)	14	15	15	20	20
過不足(②-①)(人)	0	0	0	5	3

【表 3号認定（1歳児）の量の見込み・確保方策】

区 分	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み(人)	33	35	36	36	35
②確保方策(人)	30	35	40	40	40
過不足(②-①)(人)	▲3	0	4	4	5

【表 3号認定（2歳児）の量の見込み・確保方策】

区 分	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み(人)	36	38	40	40	38
②確保方策(人)	36	40	40	40	40
過不足(②-①)(人)	0	2	0	0	2

【表 3号認定の保育利用率】

区 分	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
保育利用率(%)	63.5%	71.4%	77.2%	84.7%	87.7%

\* 保育利用率：満3歳未満の子どもの数全体に占める、保育園・認定こども園・地域型保育事業に係る3号認定利用定員数の割合

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業の事業ごとの「量の見込み」と対応する提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

#### (1) 利用者支援事業（こども家庭センター型）

保健師・保育士・栄養士等による育児相談、育児指導等を行い、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援を提供するとともに、支援を必要とする子どもや妊産婦のサポートプランの作成や支援につなぐ連絡調整を行います。

新たに設置する平生町こども家庭センターにおいて、母子保健機能、児童福祉機能を持つこども家庭センター型を実施します。

【表 利用者支援事業（こども家庭センター型）の量の見込み・確保方策】

区 分	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
②確保方策(か所)	1	1	1	1	1
過不足(②-①)(か所)	0	0	0	0	0

#### (2) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報の提供、親子の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談対応や助言を行います。

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象として、実施率100%を目標とします。

〔実施体制〕保健師      〔実施機関〕平生町健康保険課

【表 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込み・確保方策】

区 分	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み(人)	44	42	41	40	39
②確保方策(人)	44	42	41	40	39
過不足(②-①)(人)	0	0	0	0	0

### (3) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業やその他の事業により把握した、養育を支援することが特に必要と認められる児童・保護者に対して、養育に関する相談、指導、助言、その他の必要な支援を行う事業です。

必要性が認められるすべての児童・保護者に対して実施します。

〔実施体制〕 保健師・ヘルパー等 〔実施機関〕 平生町町民福祉課

【表 養育支援訪問事業の量の見込み・確保方策】

区 分	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み(人)	6	6	6	6	6
②確保方策(人)	6	6	6	6	6
過不足(②-①)(人)	0	0	0	0	0

#### \* 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会において、目的に応じて個別ケース検討会議、実務者会議、代表者会議を開催し、要保護児童等に対する情報を共有するとともに、地域の関係機関等との連携を強化し、支援を行います。

### (4) 妊婦健康診査

妊婦の健康管理のために健康診査を行う事業です。

今後もすべての妊婦に対して現行どおり実施します。

【表 妊婦健康診査の量の見込み・確保方策】

区 分	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み(回)	524	503	483	473	468
②確保方策(回)	524	503	483	473	468
過不足(②-①)(回)	0	0	0	0	0

## (5) 延長保育事業

保育園において、通常の保育時間を延長して保育業務を実施する事業です。

町内の保育園3か所すべてで実施されており、今後も引き続き町内すべての保育園で実施します。

【表 延長保育事業の量の見込み・確保方策】

区 分	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み(人)	54	52	51	50	50
②確保方策(人)	54	52	51	50	50
過不足(②-①)(人)	0	0	0	0	0

## (6) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

授業終了後に、適切な遊びや生活の場を提供し、保護者が昼間家庭にいない小学生の健全育成を推進するとともに、働く親の不安解消を図ります。

既存のクラブにおいて、小学6年生までの児童を対象として実施します。

【表 放課後児童健全育成事業の量の見込み・確保方策】

区 分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	1年生(人)	30	39	33	31	25
	2年生(人)	33	25	32	28	25
	3年生(人)	22	26	19	26	22
	4年生(人)	15	15	13	10	12
	5年生(人)	5	5	5	5	3
	6年生(人)	3	2	3	3	2
	計(人)	108	112	105	103	89
②確保方策(人)		108	112	105	103	89
過不足(②-①)(人)		0	0	0	0	0

### \* 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携

共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場の確保や、子どもたちの育ちや学びを学校・家庭・地域が相互に連携して、支援するため、引き続き放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を推進します。

本町においては、放課後児童クラブと放課後子ども教室の児童が、同一の小中学校内の活動場所において、放課後子ども教室開催時に共通のプログラムに参加できる一体型の放課後子ども教室のさらなる推進に努めます。

## (7) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や仕事等の理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合や、配偶者からの暴力により緊急保護が必要な場合に、児童等を児童養護施設等で一時的に保護するものです。

近隣の児童養護施設や里親と委託契約を締結し提供体制を確保します。

【表 子育て短期支援事業の量の見込み・確保方策】

区 分	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み(人日)	60	56	56	49	49
②確保方策(人日)	60	56	56	49	49
過不足(②-①)(人日)	0	0	0	0	0

## (8) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育園等の身近な場所で、子育て中の親子の交流、育児相談等を提供する事業です。

現在、町内では子育て支援センター2か所で、地域子育て支援拠点事業を実施しており、今後も引き続き実施します。

【表 地域子育て支援拠点事業の量の見込み・確保方策】

区 分	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み(人日)	2,868	2,868	2,784	2,688	2,520
②確保方策(人日)	2,868	2,868	2,784	2,688	2,520
過不足(②-①)(人日)	0	0	0	0	0

## (9) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行います。幼稚園在園児を対象にしたものと、それ以外のものがあります。

### ア. 幼稚園での一時預かり事業

在園児を対象とした預かり保育は、町内の幼稚園では実施しておらず、町外の幼稚園にて実施している預かり保育で対応しています。

【表 一時預かり事業（幼稚園型）の量の見込み・確保方策】

区 分	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み(人日)	0	0	0	0	0
②確保方策(人日)	0	0	0	0	0
過不足(②-①)(人日)	0	0	0	0	0

## イ. 保育園での一時預かり事業

理由を問わず、保護者が子どもを保育できないときに、保育園で一時的に子どもを預かる事業です。

現在、町内の保育園3か所で行っており、今後も引き続き実施します。

【表 一時預かり事業（保育園型）の量の見込み・確保方策】

区 分	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み(人日)	78	69	58	49	45
②確保方策(人日)	78	69	58	49	45
過不足(②-①)(人日)	0	0	0	0	0

## (10) 病児・病後児保育事業

保育園・幼稚園等に通園している園児や小学生が、病気や病気回復期のために集団保育が困難で、保護者が家庭で保育できない場合に、医療機関や保育施設等に付設された専門スペース等において看護師等が一時的に保育する事業です。

現在、町内で病児保育を開設しており、今後も引き続き実施するとともに、広島広域都市圏内、山口県全域で相互利用協定を締結し、広域での利用が可能となっています。

【表 病児・病後児保育事業の量の見込み・確保方策】

区 分	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み(人日)	374	352	334	323	313
②確保方策(人日)	374	352	334	323	313
過不足(②-①)(人日)	0	0	0	0	0

## (11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）〈小学生〉

臨時・一時的な保育ニーズに対応するため、地域において子どもの預かり等の援助を行いたい人、援助を受けたい人からなる会員組織による相互援助活動を行う事業です。

現在、柳井圏域でファミリー・サポート・センターを共同設置しており、今後も引き続き実施します。

【表 子育て援助活動支援事業の量の見込み・確保方策】

区 分	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み(人日)	21	21	21	21	21
②確保方策(人日)	21	21	21	21	21
過不足(②-①)(人日)	0	0	0	0	0

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案し、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき教材費や行事費及び給食費等を助成する事業です。

今後、国の指針等に基づき、必要に応じ取り組みます。

## (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

今後、国の指針等に基づき、必要に応じて取り組みます。

## (14) 子育て世帯訪問支援事業

要保護児童・要支援児童等のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・育児等の援助を行います。

【表 子育て世帯訪問支援事業の量の見込み・確保方策】

区 分	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み(人)	2	4	5	5	5
②確保方策(人)	2	4	5	5	5
過不足(②-①)(人)	0	0	0	0	0

## (15) 親子関係形成支援事業

保護者を対象とした親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等の知識や方法を身に付けるための連続講座を実施し、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

地域資源の状況等を踏まえ、計画期間中に実施を検討します。

### (16) 児童育成支援拠点事業

居場所となる場を開設し、児童やその家庭が抱える課題に対し生活習慣の形成や学習サポート、進路等の相談支援や食事の提供を行います。

【表 児童育成支援拠点事業の量の見込み・確保方策】

区 分	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み(人)	2	4	5	5	5
②確保方策(人)	2	4	5	5	5
過不足(②-①)(人)	0	0	0	0	0

### (17) 妊婦等包括相談支援事業

こども家庭センターにおいて、妊娠届より、妊婦や0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産や子育ての見通しをたてるための面談・情報発信を行い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図ります。

【表 妊婦等包括相談支援事業の量の見込み・確保方策】

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	面談実施延回数(回)	127	122	119	118	114
	妊娠届出数(人)	42	41	40	39	38
	面談実施回数(回)	3	3	3	3	3
②確保方策	実施延回数(回)	127	122	119	118	114
過不足(②-①)	実施延回数(回)	0	0	0	0	0

### (18) 産後ケア事業

産婦及びその子ども(生後1年未満)を対象として、授乳や育児に関する相談を助産師が実施し、心身の休息の機会の提供や育児技術の指導を行います。

【表 産後ケア事業の量の見込み・確保方策】

区 分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
宿泊型	①量の見込み(人日)	10	10	10	10	10
	②確保方策(人日)	10	10	10	10	10
	過不足(②-①)(人日)	0	0	0	0	0
日帰り型	①量の見込み(人日)	2	2	2	2	2
	②確保方策(人日)	2	2	2	2	2
	過不足(②-①)(人日)	0	0	0	0	0
訪問型	①量の見込み(人日)	13	13	13	13	13
	②確保方策(人日)	13	13	13	13	13
	過不足(②-①)(人日)	0	0	0	0	0

## (19) こども誰でも通園制度

すべての子育て家庭を対象とし、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育を提供します。

【表 こども誰でも通園制度の量の見込み・確保方策】

区 分	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み(人)	10	10	10	10	10
②確保方策(人)	10	10	10	10	10
過不足(②-①)(人)	0	0	0	0	0

## ■ ■ 第7章 計画の推進 ■ ■



## 第7章 計画の推進

### 1 計画推進のための各主体の役割

本計画の推進にあたっては、住民一人ひとりが少子化や子育てについて社会的関心を高めるとともに、家庭・学校・地域・企業・行政がそれぞれ適切な役割分担のもとに緊密な連携を取りながら、一体となって取り組むことが必要です。

#### (1) 家庭の役割

家庭は社会の基礎集団で、子どもが生まれ育つ基本的な場です。とりわけ子育てについては、子どもの成長とともに親も成長するものであり、子育てそのものが社会的価値を有しているという認識のもと、社会全体で、温かい目で見守り、支援することが求められています。

家庭においては、家庭が子どもの人格形成や安らぎの場であることを認識し、扶養、家事、介護などに、互いに助け合いながら家族一人ひとりが責任を果たすことが期待されます。

#### (2) 学校等の役割

学校、幼稚園、保育園は、子どもが成長し、人格を形成する過程で、最も重要な時期に極めて大きな役割を果たす場です。子どものたくましく生きる力と豊かな心を育む教育、保育の充実に努めるとともに、施設や行事の開放などを通じて地域社会と協調・連携し、地域における子育て支援機関としての役割をこれまで以上に果たすことが期待されます。

#### (3) 地域の役割

地域社会は、子どものみならず、地域に住むすべての人々が日々充実した生活を営んでいくための大切な場です。近隣同士の連帯を深めるとともに、自治会、ボランティア団体等それぞれの地域における組織・団体が相互の連携を図りながら、家庭や行政では十分果たし得ない領域を補い合うなど、子育てのための相互支援活動に積極的に取り組むことが期待されます。

#### (4) 企業等の役割

企業等は、共働き世帯が増加する中で、子育て支援についてもその果たすべき役割が増大しています。職業生活と子育てを中心とした家庭生活との調和を確保する観点から、就業に関する環境や条件の整備を積極的に推進するとともに、子育てにやさしい環境づくりに向けた自主的活動を展開するなどの社会的な貢献に努めることが期待されます。

## (5) 行政の役割

行政においては、地域の実情に合わせた新たな施策を構築し、そのために関係各課が整合性を持って取組を進められるよう連携体制の確立を図るとともに、民間と行政が一体となった着実かつ効果的な施策の推進に努めます。

## 2 地域との協働体制の構築

子どもに関わる地域団体等を育成・支援するとともに、団体相互の情報交換の促進や連絡調整を行い、地域と行政との協働体制を構築します。

## 3 計画内容の進行管理

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するためには、計画の内容を公表し、計画の進行状況の定期的なフォローアップが必要です。

計画の進行状況を点検し、評価を行うとともに、その結果を広く住民に周知し、計画の効果的な見直し等を行います。

■ ■ 資料 ■ ■



## 1 国の動向

### (1) 児童福祉法の改正

令和4（2022）年6月に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、子ども家庭福祉分野の認定資格創設、市区町村における子育て家庭への支援の充実等が盛り込まれました。

### (2) こども家庭庁の発足

令和5（2023）年4月に、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を社会の中心に据える「こどもまんなか社会」の実現を目指し、これまで複数の省庁に分散していた子どもに関する行政を一本化するためにこども家庭庁が発足しました。

### (3) こども基本法の施行

令和5（2023）年4月に、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。

### (4) こども大綱の閣議決定

すべての子どもと若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すため、これまで別々に作成、推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの子どもに関する大綱を一つに束ね、子ども施策に関する基本的方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」が閣議決定されました。

### (5) 子ども・子育て支援法等の改正

令和5（2023）年6月に、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立しました。児童手当の所得制限の撤廃や支給対象の18歳までの拡大、働いていない保護者でも子どもを保育所等に預けられる「こども誰でも通園制度」の導入、育児休業給付の拡充が盛り込まれました。

## (6) 子どもの貧困対策推進法の改正

改正により、法律名が「子どもの貧困対策の推進に関する法律」から「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に変更され、目的や基本理念の充実等が盛り込まれました。

## 2 平生町子ども・子育て会議規則

令和6年3月22日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和32年平生町条例第37号)第2条の規定に基づき、平生町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議の委員(以下「委員」という。)は20名以内で組織し、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援及び次世代育成支援に関し学識経験のある者
- (2) 関係機関又は関係団体から推薦された者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 子ども・子育て支援又は次世代育成支援に関する事業に従事する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 子ども・子育て会議の会議は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 子ども・子育て会議の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 子ども・子育て会議は、必要と認めるときは、関係者に資料の提供を求め、又は子ども・子育て会議の会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、町民福祉課において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

平生町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

		所 属	役 職	氏 名
1	会長	佐賀保育園	園長	森 繁 民 治
2	副会長	ゆうなんこども家庭支援センター	子ども家庭支援員	安 村 裕 美
3	委員	平生町民生委員児童委員協議会	主任児童委員	廣 池 康 子
4	委員	平生町民生委員児童委員協議会	主任児童委員	山 本 千 里
5	委員	平生町子ども会育成連絡協議会	会長	村 川 真 弓
6	委員	平生町母子保健推進協議会	会長	田 代 順 子
7	委員	平生町おはなし会	会長	吉 谷 誠 子
8	委員	平生町青少年育成町民会議	会長	若 山 榮 治
9	委員	平生町子育てサークル「きらきら」	代表	宮 脇 章 子
10	委員	平生幼稚園 PTA	会長	水 津 恵 子
11	委員	平生中央児童館	館長	淵 上 こ ず え
12	委員	私立保育園代表	園長	重 岡 正 幸
13	委員	平生幼稚園	園長	松 重 洋 子
14	委員	教育委員会学校教育課	課長	吉 本 敏 行
15	委員	平生町保健センター	班長	小 山 博 史

## 第3期平生町子ども・子育て支援事業計画

発行年月 令和7（2025）年3月  
発行 平生町  
編集 平生町 町民福祉課  
〒742-1196 山口県熊毛郡平生町大字平生町210-1  
電話：0820-56-7113 FAX：0820-56-5603